

大分大学教育学研究科 教職開発専攻

設置の趣旨等を記載した書類

[目 次]

① 設置の趣旨及び必要性	1
1. 設置の背景	
2. 教育福祉科学部・教育学研究科の取り組みの現状と課題	
3. 教職大学院の教育上の理念、目的	
4. 設置の背景と養成する人材像	
5. 本学が設置する予定の教職大学院に対するニーズ	
② 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	10
③ 教育課程の編成の考え方及び特色	10
1. 教育課程の編成	
2. 教育課程の特色	
3. 学校教育に関する「理論と実践の融合」を担保する具体的な方策	
4. 学校教育に関する「理論と実践の融合」を強く意識した体系的な教育課程の編成及び必置5領域の編成の考え方並びに当該全領域にわたる授業科目の開設	
5. 授業科目の履修により修得させるべき資質能力として設定する目標（一般目標、到達目標）	
6. コース（分野）別選択科目の設定における考え方、及び共通科目との内容上の関連性・体系性	
7. 実習の事前・事後に履修すべき学修内容（履修すべき授業科目や要件など）の考え方	
④ 教員組織の編成の考え方及び特色	30
1. 教員組織の編成の考え方	
2. 特色	
3. 実務家教員と研究者教員の配置の比率についての考え方	
4. 各授業科目に応じ、実務の専門的見識・経験をもとに、知見を理論化し適切に教授できる実務家教員の配置	
5. 既設学部等の教員を転籍させる場合の当該学部等の教育研究水準の維持・向上策	
⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	34

1. 教育方法	
2. 履修指導の方法	
3. 授業の工夫	
4. 標準修業年限	
5. 修了要件	
6. 既修得単位の認定	
7. 成績評価の方法	
8. 養成する人材像・履修モデル	
9. 長期履修学生制度の特例	
10. 現職教員学生に対する「実習」の取扱い	
11. 学位授与	
⑥ 施設・設備等の整備計画	39
⑦ 既設の学部（修士課程）との関係	40
1. 移行期修士課程の必要性和改革の方針	
2. 研究科修士課程の位置づけ	
3. 教職開発専攻と学校教育専攻の教育課程	
4. 教職開発専攻の設置による教員組織の変更	
⑧ 入学者選抜の概要	44
1. 出願資格	
2. アドミッション・ポリシー	
3. 入学者選抜方法	
4. 入学者選抜体制	
⑨ 教職大学院において取得できる教育職員免許状	45
⑩ 大学院設置基準第14条による教育方法を実施する場合	45
1. 標準修業年限	
2. 履修指導等の方法	
3. 授業の実施方法	
4. 教員の負担の程度	
5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置	
⑪ 管理運営	46
1. 管理運営責任者	
2. 審議機関	
3. 事務組織	
4. 学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理運営システム	

の確立

5. 「みなし専任教員」の管理運営への関与の仕方

⑫ 自己点検・評価	48
⑬ 認証評価	48
1. 認証評価を受ける計画等の全体像	
2. 認証評価を受けるための準備状況	
3. 認証評価を確実に受けることの証明	
⑭ 情報の公表	49
⑮ 教員の資質の維持向上の方策	50
1. 学部および大学主催のFDの活用	
2. 教育委員会主催の現職教員向け研修への参加	
3. 独自のFD活動の展開	
4. 教員評価	
⑯ 連携協力校等との連携	52
1. 連携協力校の選定	
2. 連携協力校以外の関係機関の連携について	
3. 附属学校園の活用	
⑰ 実習の具体的計画	53
1. 実習計画の概要（実習のねらい）	
2. 実習指導体制と方法	
3. 施設との運営体制と方法	
4. 単位認定等評価方法	

設置の趣旨等を記載した書類

① 設置の趣旨及び必要性

1. 設置の背景

1) 大学院段階の教員養成の改革と充実

平成 24 年 8 月に示された「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（中教審答申）」では、「進展し続ける社会と求められる人材の変化」に対応するため、「社会の変化に応じた知識・技能の絶えざる刷新」や「教員養成の修士レベル化」によって「学び続ける教員像の確立」が教員に求められる資質能力として挙げられている。「改革の方向性」として、「教育委員会と大学との連携・協働により、教職生活全体を通じた一体的な改革、『学び続ける教員』を支援する仕組みを構築する」ことを挙げ、教員養成の改革の方向性として、「教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として位置づける」ことを示している。この「修士レベル化」のために、「教職大学院制度の発展・拡充を図るとともに、実践力向上の観点から修士課程のカリキュラム改革を推進し、専修免許状の在り方を見直す」ことを当面の改善方策としている。

これを受けて平成 25 年 10 月に示された「大学院段階の教員養成の改革と充実等について（教員の資質向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議報告書）」（以下「協力者会議報告書」という）において、「I 学校を取り巻く現状と教員養成における課題」として、「①新しい学びへの対応、②学校現場での今日的課題への対応、③教員の大量退職・大量採用等を踏まえた対応、スクールリーダー養成の必要性」が挙げられている。また、「これまでの教員養成の主な課題」として、「実際の教員養成の現状は、各大学によってまちまちであり、教職課程の質の保証が必要」、大学院段階では「ともすれば個別分野の学問的知識・能力が過度に重視される一方、学校現場での実践力・応用力など教職としての高度の専門線の育成がおろそかになって」と指摘されている。同時に、「今後は、例えば大学や教育委員会等の関係機関が、教員養成や継続的な研修に対する支援、若手教員の相談体制の構築などを連携・協働して行っていくことの重要性が高まっている」としている。これを受けて、今後の大学院段階の教員養成機能の在り方の方向性としては、「国立の教員養成系修士課程は、原則として教職大学院に段階的に移行」することを明示している。具体的には、「教職大学院が設置されていない都道府県においては、当該都道府県に所在する大学が、地元の教育委員会等と学校や地域におけるスクールリーダー養成のための十分な協議を行い、教職大学院の新たな設置の具体的な方策について、早期に検討を進めることが望まれる。」とされている。

また、平成 25 年 4 月にだされた『学校管理職育成の現状と今後の大学院活用の可能性に関する調査』について（平成 25 年 4 月 国立教育政策研究所）」において「都道府県・政令指定都市教育委員会及び教育研究所・センターは、一中略一 『学校管理職を選考するまでのプロセス』（例えば、一定数の学校管理職候補者を確保するとともに、有望な学校管理職候補者を見極め、育成し学校管理職になる決意を促すプロセス）においては課題を感じている割合が高いことが明らかになった。」と報告しており、大学院における学校管理職養成の必要性を述べている。同じく前出の平成 25 年の協力者会議報告においても「学校教育を取り巻く現状と教員養成における課題」において、「全国的に、教員の大量退職や新人教員の大量採用が進行している。」「学校現場でリーダーとしての役割を果たせる教員の養成が喫緊の課題となっている。」と指摘され、「教職大学院を修了した現職教員の多くが、学校において副校長・教頭・主幹教諭等に登用されたり、教育委員会において教育行政の中核的な業務を担当したりするなど、スクールリーダーとして活躍している。」とこれまでの成果を示すと共に、「教職大学院は、スクールリーダー養成機能として、管理職候補者となる教員が、管理職がリーダーシップを発揮して学校の組織的な対応を強化し、学校が地域と一体となって目標を達成していく学校マネジメントを重点的に学修するコースを設置する必要がある」と教職大学院における管理職養成の必要性を述べている。

2) 大分県における学校教職員の人材育成

大分県においては、「大分県公立学校教職員の人材育成方針（平成 23 年 10 月 大分県教育委員会）」において「教員の大量退職への対応」、「県内大学等の教員養成機関と連携し、県が求める教員の養成に資するための方策について協議・検討を行う。」ことを挙げている。これを受けて、平成 24 年 6 月に「大学と県教育委員会の連携に係る連絡協議会」を県内 6 大学を構成として立ち上げた。これを皮切りに連携に関する会議を重ね、平成 26 年 2 月に「県教育委員会と大学の連携に係る連絡協議会」を県内 7 大学と県との連名で立ち上げた。同時にこの協議会に大分大学の実習連携協力校の代表をメンバーとして加え、大分大学の「諮問会議」として位置付けることが了承された。この諮問会議では学部の人材育成像およびカリキュラム、大分県の教員研修について審議了承することに加え、教職大学院の人材育成像およびカリキュラム、実務家教員の人事交流についても審議することとなり、この会議に先立って、「連携協力に係る県教育委員会と大分大学の打ち合わせ」会議を密に開催し、実質的な意見交換を行っている。

加えて、平成 24 年 11 月に教育委員会から出された「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』推進プラン」を実行していく上で、中核となる学校管理職の育成プログラムの重要性が高まっている。先に示した通り「一定数の学校管理職候補者を確保するとともに、有望な学校管理職候補者を見極め、育成し学校管理職になる決意を促すプロセス」について、大分県における平成 32 年からの教職員の大量退職を迎えるにあたり、本学における教職大学院での学校管理職養成に対する期待は大きい。

大分県からの「教職大学院設置に関する要望について」(資料1)(資料1:教職大学院設置に関する要望について)でも、「教職員一人ひとりの高い指導力と対応力とともに、学校をあげての組織的な課題活力が今まで以上に求められている」こと、『芯の通った学校組織』推進プランなどを策定し、「校長のリーダーシップの下、学力向上・体力向上・不登校への対応等の教育課題に対して、教職員が組織的に取り組むよう背策を推進している」ことといった教育課題や、「大量退職時代を迎え、一中略一量及び質の両面から本県の教育課題に対応できる人材を確保することが求められる」といった人材育成・確保の課題が挙げられている。これらの課題を踏まえ、「校長や主任等のリーダーシップが発揮され機能する一体的な学校運営を可能とする経営力を持った管理職を養成する学校経営コースと、アクティブ・ラーニングなどの新しい学びをデザインでき、かつ、学校内外の人的資源を活用しながら子どもたちの自己指導能力を育成できる実践的指導力を持った新人・中堅教員を養成する教職実践コースを置く教職大学院を設置する方向で貴大学が検討していることについては、たいへん重要だと考えるとともに、大いに期待しているところである」としており、「貴大学に置かれましては、教職大学院の設置に向けて尽力して」と教職大学院設置への要望が明記されている。

2. 教育福祉科学部・教育学研究科の取り組みの現状と課題

1) 新カリキュラムの実施

本学部では、平成11年の学部改組における教育理念等を基本的に継承しつつ、時代の要請に応えるカリキュラム改革に取り組み、平成22年度より新カリキュラムを実施している。その教育理念およびめざす教員像は次の通りである。

〈教育理念〉

幅広い教養と「福祉のこころ」を持ち、系統的かつ多様な教育体験と学校実習を通じて教科指導や学級経営に関する指導力を身につけ、学校教育の諸課題に適切に対処できる教員の養成

〈めざす教員像～人間性、専門性及び実践的指導力を兼ね備えた教員〉

(1) 豊かな教養と「福祉のこころ」を持って教育実践にのぞむ教員

- ・幅広い教養と教育体験に裏打ちされた教員としての資質
- ・命と人権に対する深い認識と共生意識
- ・社会貢献への強い使命感

(2) 確かな子ども理解のもとで「わかる」授業を創造する教員

- ・授業構想、授業実践、授業評価など「わかる」授業を組織する教員
- ・教科の専門的知識・技能、教材研究の能力 (ICT活用能力を含む)
- ・子どもたちへの共感的理解 (カウンセリングマインド) と生徒指導の能力

- ・学級づくりと学級経営の力量
- (3) 現代的教育課題に対する問題解決能力を持つ教員
 - ・いじめ・不登校などの教育課題に適切に対処し解決する能力
 - ・特別な支援を必要とする子どもに適切に対処する能力
 - ・保護者や関係機関と連携して解決にあたる能力

このような資質を形成するため、具体的には、①教育体験・教育実習とその省察を主体とした教員養成コア科目の新設、②教育実習の充実・強化、③教育体験と学部授業の有機的な関連づけの強化、④教育体験・子ども体験・福祉体験の体系化と単位化、⑤「福祉のこころ」の確実な育成、⑥附属校園、県教委および市教委との連携協働によるカリキュラム改革等を行いながら、新カリキュラムを編成した（資料2）（資料2：教員養成科目の系統図）。

2) 理論と実践の往還による教員養成

この新カリキュラムの大きな特色の一つが、上記②③とも関連するが特に①で示した、理論と実践の往還による教員養成を実現するための、教育体験・教育実習とその省察を主体とした教員養成コア科目の新設である。これらの科目のねらいは、これまでその関係がともすれば希薄になりがちであった附属校園等での「実習」と学部での「学習」とを有機的に結びつけることにある。つまり、学生が学部での普段の「学習」の内容を「実習」で実地に確認したり検証したりすること、それと同時に、「実習」の経験を学部に戻った後の「学習」で省察したり深化したりすることをねらいとしている。具体的には、教育体験・教育実習を4年間の教員養成教育の中に系統的に配置し、それぞれに対応する授業科目において省察を求めることで、教職への態度・意識づけを高める指導を行い、教員として必要最小限の資質能力を育成するものである。この教員養成コア科目は、次の3つの科目群から構成されている。

(1) 教職入門ゼミ（附属四校園参加体験実習）（1年次後期）

子ども理解、子どもとのコミュニケーションの取り方、教職の意義等の基本的事項を学習する。学生の所属にかかわらず、学部附属の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校のそれぞれを半日観察する附属四校園観察体験実習をその一部に含んでいる。

(2) 教職展開ゼミ（公立校園参加体験実習）（2年次後期）

社会性・対人関係能力を身に付けるとともに、子どもたちの発達段階に応じた対応、学級経営のあり方を理解する。学生の所属によって校種は異なるが、大分市内の公立の幼稚園、小学校、中学校を二日間連続で全日観察する公立校園参加体験実習をその一部に含んでいる。

(3) 学級指導演習（3年次後期）

附属校園における5週間の教育実習Aの終了後に、実習でのさまざまな経験を振り返りながら、学級経営や生徒指導、学習指導のあり方についての省察を深める。

3) 本学部の特色ある授業科目

本学部では新カリキュラムに移行する前の平成 20 年度より、「教育臨床実習Ⅰ」「教育臨床実習Ⅱ」を開講している。これは、子どもたちが呈する問題、例えば、不登校、非行、いじめ・いじめられ、学級不適応、自信喪失、無気力、ひきこもり、心身症、精神疾患、自傷行為、強迫症状、被虐待、発達障害、発達障害をベースに持つ二次障害等、複雑・多様化する問題に直に関わることで、そのような問題を持つ子どもや保護者への理解と支援・対応について、実践事例から学び教育臨床的対応力を育成することを目的としている。

学校現場での複雑かつ多様な課題に対応する力量を育成することが喫緊の課題として存在しているが、本学部のカリキュラムにおいては、上記のような課題をも見据えた取り組みをしてきており、他大学においてはあまり見られない授業科目となっている。

4) 課題

このように、学部においては、理論と実践の往還を基本とする授業科目の設定や、教育臨床的な対応力を育成する授業科目の設定など、特色ある取り組みが行われてきている。

しかし、教育学研究科の授業科目の内容や方法、修士論文の主題設定等においては、その改善が依然として教員個人の努力に任されているところがあり、組織全体としての改善には必ずしも繋がっていない現状がある。例えば、教員養成系学部から接続する研究科でありながら、授業の内容がいわゆる教科専門のそれに偏っていたり、授業の方法も文献のみを頼りとして、小中学校等の教育の現実を取り上げることが少なかったりといった問題がある。また何よりも、修士論文の主題が、場合によっては学校・社会・家庭における「教育」とはほとんど無関係の領域において設定されるケースも散見され、修士（教育学）を授与するにふさわしいものであるのかが問題となっている。こうした問題は、平成 25 年 10 月に公表された「協力者会議報告書」が厳しく指摘するところでもあり、本研究科においてもその解決は喫緊の課題となっている。

もっとも、改善の取り組みも一部ですでに開始してはいる。その一例が、平成 25 年度より開講した「地域教育実践演習」（通年 2 単位）である。この授業科目は、大学院の学生（主に新卒学生）が自分の研究課題を設定し、その課題解決にふさわしい小中学校等を教育委員会や指導教員と相談の上で決定し、継続的に学校を訪問して授業の観察、管理職や教諭へのインタビュー、場合によっては授業を実践してみることを通して、課題解決にあたることをねらいとするものである。このような取り組みがあるものの、それが研究科の教育の一部に止まっており組織全体のものとはなっていないことが、やはり大きな課題として残されている。

この現状を打開するために、「教員養成のモデル」としての教職大学院を設置することにより、教育学研究科の教育の内容・方法の改善と、そのことを通した、学部における教員

養成教育のより一層の活性化を図る必要がある。本学が設置する予定の教職大学院の教育上の理念、目的、そして、設置の背景と養成する人材像は、以下の通りである。

3. 教職大学院の教育上の理念、目的

学部教育で修得した学校教育の基本的知識ならびに学校教育現場における教師としての経験や知見を土台に、大学院における「理論」の学習と学校における「実践」の経験の往還を通じた高度の実践的指導力を習得させることによって、①新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダー（管理職等）の養成（学校経営コース）と、②新しい学びや学校現場での今日的教育課題に対応し得る教員の養成（教職実践コース）を目的とする。大学院修了後のキャリアパスについては、学校経営コースにおいては県の求める管理職としての登用、教職実践コースにおいては学校の即戦力となる有能な新人教員としての採用を想定している。**資料3**（資料3：教職大学院の理念等）

なお、これらのコース設定と、以下に述べる人材像は、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」や教員採用において県が求める教師像を踏まえるとともに、「連携協力に係る県教育委員会と大分大学の打ち合わせ」会議において協議を重ねた後に決定したものである。大分県教育委員会の「教職大学院設置に関する要望について」の中にも、学校経営コースと教職実践コースを置く本学の教職大学院への期待と重要性の認識が示されている。

4. 設置の背景と養成する人材像

1) 学校経営コース

背景

従来、わが国の学校の人的組織は、校長、教頭といった管理職の下に教諭の集団が水平的に広がるという特徴を色濃く持ち続けてきた。この型の人的組織が歴史的に、教諭どうしの関係の強さ、すなわち、同僚性の強さを生み出し、子ども理解や授業力向上などに向けた同僚間の学び合いを促すことによって、学校における教師の専門的成長の基盤となってきたことは、しばしば指摘されてきた。しかし、その一方で、この型の人的組織が学校全体としての運営体制や、その時々学校の課題への的確な対応などの点で課題を持っていることも、近年特に指摘を受けてきたところである。学校における各種主任の機能の強化、さらに、学校教育法の改正による「主幹教諭」と「指導教諭」という職の新設は、主要な主任等が管理職と他の教職員をつなぐミドル・アップダウン・マネジメントの実現による学校全体の運営体制の強化や、課題への対応の迅速化をめざす動向の一環として理解することができる。

学校の運営をめぐる学校と地域との関係にも、新たな動きが認められる。その一例が、従来の学校評議員制度を一步前に進めて、地域とともにある学校づくりを促進する学校運

営協議会制度（コミュニティ・スクール）である。この制度においては、学校が学校のみ
の判断によって学校を運営するのではなく、保護者や地域住民などから構成される学校運
営協議会が、校長の学校運営の基本方針を承認したり、学校運営に関する意見を述べたり
する取り組みが行われている。このように学校は、学校内において、また、学校と地域と
の関係において、新たな改革や対応を迫られているのである。

大分県においても、同様の問題意識の下、県教育委員会が平成 24 年 11 月に「目標達成
に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランを策定し、学校運営組織の
再構築に取り組んでいる。そこでは、持続的・発展的な学校改善を進めるため、指導力向
上や問題等への早期対応を図るため、そして、学校が最大のパフォーマンスを発揮するた
めに、学校が目標達成に向けて組織的に取り組むことの必要性が指摘されており、その上
で、目標達成に向けた組織的な取り組みを進めるための学校運営体制の構築の重要性が強
調されている。具体的には、明確な目標と校長のリーダーシップの下、学校のみドルリー
ダーたる主任等がそれぞれの分野の責任者としてリーダーシップを発揮する体制の構築や、
一体的な学校運営を行うための管理職と主要な主任等からなる運営委員会の設置などが提
言されている。

また、国の動きに呼応して大分県においても、学校運営協議会制度（コミュニティ・ス
クール）などの取り組みが進められており、家庭や地域を巻き込んだ学校づくりだけでな
く、家庭や地域が学校運営に参画することによる学校の経営力の向上が期待されている。

養成する人材像

上記のような背景から学校経営コースでは、校長や主任等のリーダーシップが発揮され
機能する一体的な学校運営を可能とする経営力を持った管理職、そして、学校運営の根拠
となる教育法規の十分な理解に基づいて、学校の危機管理などにおいて必要とされる力は
もとより、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）のような新たな仕組みにおい
て必要とされる地域等との連携力を持った管理職を養成する。

2) 教職実践コース

背景

わが国の子どもたちの学力の問題については、平成 10 年の学習指導要領の改訂直後から
活発になった「学力低下論争」以降、各種の国際学力比較調査における順位の低下傾向と
も相俟って、学校の学習指導における喫緊の課題となってきた。特に問題として指摘され
たのは、現実の文脈から切り離された知識・技能の有無が問われる問題の解決能力は高い
ものの、既存の知識・技能を現実の文脈において活用して問題を解決する能力が十分に身
に付いていないこと、そして何よりも、他国の子どもたちと比較した際に、学習に向かう
意欲が低く、学校外での学習習慣も身に付いていないことであった。このような問題の解
決に向けて、改正された学校教育法の第 30 条第 2 項においては、「基礎的・基本的な知識・

技能」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」が、学力の重要な3つの要素として示されることとなった。このような動向を受けて、特に思考力・判断力・表現力等を育成するために、知識・技能を活用する学習活動、課題探究型の学習、協働的な学びなど、新しい学びをデザインできる実践的指導力を持った教員の養成が求められている。

また、平成20年の学習指導要領改訂において、中学校の選択教科が枠外化されたことに見られるように、従来の「選択履修の幅の拡大」から「履修内容の共通性の確保」への方向性が示されるなど、教育課程においても新たな変更が行われた。このような教育内容の共通性の重視は、家庭の経済的・文化的な状況と学校での子どもたちの学業上の達成とが強い相関を持っていると指摘される今日において、学校の教育にとって重要な意味を持っていると考えられる。さらに、このような社会的状況の中で、教育課程編成の基準としての学習指導要領が時代的に新たな意義を獲得しつつあることへの理解も、今日の教師には求められている。また、次の改訂に向けて、小学校においては外国語活動の開始時期の早期化と外国語（英語）科の新設、アクティブ・ラーニングの積極的な導入といった方向性が示されており、こうした新しい動向も見据えておく必要がある。

学校の生徒指導においても、さまざまな問題が指摘されている。例えば、子どもたちの問題行動、いじめや不登校などへの対応の仕方がそれである。今日の生徒指導においては、教師が一方向的に子どもたちを指導することよりも、子どもたちの自己指導能力を育成することが重視されるようになってきている。自己存在感を与え、共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助するという生徒指導の方向性が示されている。このような動向を受けて、子どもたちの自発的かつ主体的な成長・発達の過程を援助し、自己指導能力を育成することができる実践的指導力を持った教員の養成が求められている。

また、学校における生徒指導体制の充実も求められている。従来、いじめや不登校などの問題については、当該幼児・児童・生徒の実態を最もよく理解していると見なされる学級担任が個別に対応するという傾向が強く、そのため、学級担任一人が問題のすべてを抱え込んでしまったり、一人で対応しきれなくなってしまったりする弊害が指摘されてきた。そこで、平成22年発行の生徒指導提要においても強調されているように、生徒指導体制の基本的な考え方として、生徒指導の方針・基準の明確化・具体化とともに、すべての教職員による共通理解・共通実践、実効性のある組織・運営の必要性が重視されるようになった。つまり、学校は生徒指導上の問題に対して、管理職をはじめ、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校内の関係者だけではなく、学校外の専門機関とも連携しながら、組織的に対応することが求められているのであり、学校の生徒指導体制の中核となるミドルリーダーの養成が喫緊の課題となっている。

大分県においては、平成19年度に開始された全国学力・学習状況調査の結果を受けて、子どもたちに学力をしっかりと保障し、学力向上を進めることが大きな課題となった。この

ため、秋田県を参考にしながら、「1時間完結型授業・板書の構造化・板書とノートの一体化」といった大分県の授業スタンダードの普及や、学力向上支援教員を指名・配置して、指導力のある教員に学ぶ体制の整備に努めてきたところである。この結果、子どもたちの基礎的・基本的な学力に一定の向上が見られており、現在、基礎的・基本的な知識・技能の定着を継続的に進めつつ、思考力・判断力・表現力や、学びに向かう意欲の向上が課題となっている。

また、大分県においても、いじめの認知件数が依然として憂慮すべき状況であること、暴力行為が増加傾向であることを背景として、校長のリーダーシップのもとチームで取り組む生徒指導体制・教育相談体制の充実、警察や児童相談所などの関係機関、家庭や地域、青少年健全育成団体と連携した支援の強化・充実の方向性が示されている。生徒指導を基底的に支える人権教育の推進も課題となっている。

養成する人材像

上記のような背景から教職実践コースにおいては、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて、思考力・判断力・表現力等を育成するために、知識・技能を活用する学習活動、課題探究型の学習、協働的な学びなど、新しい学びをデザインできる実践的指導力を持った新人・中堅教員、そして、子どもたちの生徒指導上の問題に対して、学校内外の人的資源を活用しながら組織的に対応でき、子どもたちの自己指導能力を育成することのできる実践的指導力を持った新人・中堅教員を養成する。

5. 本学が設置する予定の教職大学院に対するニーズ

本学が設置する予定の教職大学院に対するニーズを把握するために、平成26年8月に、大分県内の小学校、中学校、特別支援学校に勤務する現職教員を対象に調査を実施した（資料4）（資料4：教職大学院進学希望調査の結果（現職教員））。調査結果を見ると、小学校と中学校に共通して主に40歳代と50歳代の教員に、学校経営コースへのニーズがあることがわかる。同様に、20歳代、30歳代、そして特に40歳代の教員に教職実践コースへのニーズがあることがわかる。特別支援学校の教員についても、数は少ないが、同様の傾向のあることが見て取れる。

また、学部の学生のニーズを把握するために、平成27年2月に、教職大学院の1期生となる可能性がある3年生を対象に調査を実施した（資料5）。（資料5：教職大学院等進学希望調査の結果（学部3年次））。調査結果を見ると、教職大学院についても、新たな修士課程についても、確実に進学希望のあることがわかる。教職大学院の教職実践コースに学部卒業後すぐに進学したいと答えた学生が3人、教員採用試験に不合格だった場合に進学したいと答えた学生が7人いる。さらに、何年か学校現場を経験してから進学したいと答えた学生が、教職実践コースで2人、学校経営コースで5人いる。新たな修士課程の学校教

育コースについては、学部卒業後すぐに進学したいと答えた学生が6人、教員採用試験に不合格だった場合に進学したいと答えた学生が10人いる。

本学が教職大学院の設置を正式に公表したのは平成26年11月であり、学部の在學生に対する周知が現時点で十分でないという事情はあるものの、上に示したように、卒業後直ちに教職大学院の教職実践コースへの進学を希望する学生が3人いるのに加えて、教員採用試験に不合格だった場合に進学を希望する学生が7人、何年か学校現場を経験した後の進学を希望する学生が2人いる。学生なりに自分の近い将来のキャリアを見通した上でのニーズが存在していることが窺え、今後は、在學生に対する周知・広報を強化するとともに、教職大学院設置と同時にスタートする予定の小学校教員養成に重点化した新しい「教育学部」（仮称）における学生教育を通じたニーズの掘り起こしに努めていく。また、教員採用試験に不合格だった場合に大学院に進学したいと答えた学生を、教職大学院の教育を通して確実に採用試験に合格させていくことによって、教職大学院に対する持続的なニーズを確保していく。

② 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本専攻は、理論と実践の往還を通じた高度の実践的指導力を習得させることによって、新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダー（管理職等）の養成と、新しい学びや学校現場での今日的教育課題に対応し得る教員の養成を目的としている。つまり、学部の「教員養成」の水準を超えて、スクールリーダーにしても教員にしても、より高度の実践的指導力の育成をめざしている。これはまさに「教職開発」である。したがって、本専攻の名称を「教職開発専攻」とする。学位の名称は「教職修士（専門職）」である。

本専攻の英文表記は次の通りである。

Advanced Studies on Professional Development of Teachers, Graduate School of Education, Oita University

学位の英文表記は次の通りである。

Master of Education (Professional)

③ 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成

	領域	授業科目名
共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程編成の理論と実践
		特色あるカリキュラムづくりの理論と実践
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	授業の指導計画と教材研究の演習
		授業での学習支援と指導法に関する事例分析
	生徒指導、教育相談に関する領域	子どもの問題行動や規範意識に関する事例研究
		子ども支援の実践研究
学級経営、学校経営に関する領域	学校組織マネジメントの実践演習	
	子どもを活かす学級経営の実践演習	
学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の社会的役割と自己啓発	
	教員のための人権教育の理論と方法	
学校経営コース科目	学校マネジメントに関する領域	教育法規の解釈・運用に関する実践研究
		学校マネジメントの実践研究1
		学校マネジメントの実践研究2
	組織としての危機管理とネットワーキングに関する領域	学校危機管理の理論とプログラム開発
		学校間連携・地域連携の実践研究
	教職員の職能開発に関する領域	教職員の人材育成に関する理論とプログラム開発
校内研究の理論とプログラム開発		
実践の省察に関する領域	学校マネジメント研究	
教職実践コース科目	教科等の教材開発、授業改善に関する領域	教材開発演習
		授業分析演習
		ICT活用実践演習
	人間形成・発達援助に関する領域	すべての個性を活かす教育環境の構成
		学校カウンセリング・コンサルテーションの実践研究
		安心して成長できる学校環境づくりの探究 自立した個を育てる教育活動の実践
現代的教育課題への対応に関する領域	大分県における教育課題の探究	
実践の省察に関する領域	教育実践研究	
学校実習（学校経営実地研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）（学校実践実地研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）		
教育実践研究報告書		

2. 教育課程の特色

本教職大学院の特徴は以下に述べる6つであるが、これらについても、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」や教員採用において県が求める教師像を踏まえるとともに、「連携協力に係る県教育委員会と大分大学の打ち合わせ」会議において協議を重ねた後に、特色として設定したものである。

(ア) 「組織力」と「挑戦力」を養成する。

今日の学校は、それがどのような問題や課題であれ、教員が個別的に対応するのではなく、学校が組織的に対応することが求められている。大分県においても、目

標達成に向けた組織的な取り組みを進めるための学校運営体制の構築の重要性が強調されており、特に共通科目における現職教員と新卒学生のチームによる学習と、それに対する研究者教員と実務家教員による協働的な支援・指導によって、学生の「組織力」（新卒学生においては、学校組織の一員として考え行動する力）を養成する。

同時に今日の学校は、社会や地域、家庭や子どもたちの実態の変貌を背景として、さまざまな新しい問題や課題に直面してもいる。そのような問題や課題に迅速に的確に対応していくためには、惰性に陥ることなく、まずは開かれた態度で問題や課題を受けとめ、それまでに蓄積された知識や経験を参照しつつも、新しい知見を生み出すべく果敢に挑戦する力が求められる。模擬授業、場面指導、事例研究や現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答などのアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れることによって、学生の「挑戦力」（新卒学生においては、柔軟性と創造力をそなえ、未知の課題に立ち向かう力）を養成する。

(イ) 共通科目等において、現職教員と新卒学生がチームを組んで学習を展開し、研究者教員と実務家教員がそれを協働的に支援・指導する体制を構築する。

現職教員と新卒学生にとって、チームはいわば擬似的な「学校」である。管理職などのスクールリーダーをめざす現職教員にとって、新卒学生や若手・中堅の現職教員と学習を共有したり経験を交流したりすることは、すべての教職員に目配りの効いた学校運営を実現する上で、きわめて有意義であると考えられる。同時に、特に新卒学生にとっても、若手・中堅の現職教員はもとより、管理職などをめざす経験豊富な現職教員とも学習を共有したり経験を交流したりすることは、学部では基本的に経験できないことであり、有力な新人教員に育っていく上で大きな意味がある。つまり、現職教員がメンターとして、新卒学生がメンティーとして機能するチームで学習を展開することによって、教育効果を高めることができる。

そして、そのようなチームを、研究者と実務家という2つの異なった視点と立場を持つ教員が協働的に支援・指導することによって、現職教員と新卒学生の学びのリフレクションを促進し、さらに学びを立体的に発展・深化することが可能となる。

学生個人の課題学習から学生同士のチームによる共同学習へ、さらには大学教員を含めた専門家チームとしてのアイデアの具体化へと学習活動を深めていく授業スタイルを構築する。

(ウ) スクールリーダーを養成する学校経営コースにおいても、学校実習を実施する。

管理職などのスクールリーダーをめざす現職教員にとって、例えば、学校実習におけるシャドウイング（観察・体験）を通して、ふだんは一般の教諭の目に触れることのない管理職の職務の実態を知ったり、学校の規模や学校を取り巻く地域の多

様性を知ったりすることには、大きな意義がある。

今日的な課題に即して言えば、学校種間の円滑な接続の重要性が強調される昨今、教諭はもとより、管理職などのスクールリーダーをめざす現職教員にとっても、それに関する十分な理解は重要である。学校経営コースにおいては、守秘義務等に関する研修を事前に実施した上で、特に現任校に隣接する校種の学校教育についての理解を深めるため、現任校を含む複数の校種における観察中心の学校経営実地研究Ⅰを実施する。

学校経営実地研究Ⅱにおいては現任校の校種でのシャドウイングを中心として、また、学校経営実地研究Ⅲにおいては現任校での新しい学校づくりへの参画を中心として、学校実習を実施する。

(エ) 新人教員等を養成する教職実践コースにおいては、教員免許状の既取得者にふさわしい学校実習を実施する。

学部における教育実習と教職大学院における学校実習との決定的な違いの一つは、前者が教員免許状の未取得者に対する実習であるのに対して、後者は教員免許状の既取得者に対する実習であるという点である。教職実践コースの学校実践実地研究においては、守秘義務等に関する研修を事前に実施した上で、学生が実習を意義深いものとするために必要な基本的情報を実習校の教職員と共有しつつ、子どもや学校、地域の実態に根ざした学習指導と生徒指導のあり方についての具体的な理解を深めることをねらいの一つとする。

(オ) 理論と実践の往還を通して高度の実践的指導力を習得させる。

学部段階においては、教員養成コア科目「教職入門ゼミ（1年次）」「教職展開ゼミ（2年次）」「学級指導演習（3年次）」において、大学での理論の学習と学校現場での実践（教育実習）の経験の往還を通じた実践的指導力の養成に努めているところであるが、大学院においては、理論と実践（学校実習）の往還を通して、さらに高度の実践的指導力を習得させる。

学校経営コースの「学校経営実地研究Ⅰ・Ⅱ（1年次）」については通年の「学校マネジメント研究」を、教職実践コースの「学校実践実地研究Ⅰ・Ⅱ（1年次）」については通年の「教育実践研究」をそれぞれ省察科目として位置付け、通常の授業科目に加えて、特に理論と実践の往還の場とする。

(カ) 在学中も修了後も、実質的なラーニング・コミュニティのメンバーであり続けることを保障し、学び続ける教員を養成・支援する。

学校における実習前後のワークショップ等に修了者が参加する機会を確保したり、在學生と修了者がともに参加する授業カンファレンスやケースカンファレンス

を実施したりすることによって、在學生と修了者が実質的なラーニング・コミュニティのメンバーであり続けることを保障し、学び続ける教員を養成・支援する。

また、教職大学院が「教員養成のモデル」であることに鑑みれば、これらのワークショップやカンファレンスには、教職大学院に関係する教員だけではなく、学部等の教員がファカルティ・ディベロプメントの一環として参加することも考えられる。さらに、学校実習を含む授業科目や学習形態等に対する在學生や修了者の意見を聴取する機会を設定すれば、学校現場の声や要請に応えることのできるPDCAサイクルの確立に繋がり、教育課程の修正に役立てることも可能となる。

3. 学校教育に関する「理論と実践の融合」を担保する具体的な方策

本研究科においては、研究者教員と実務家教員との協働について、授業においては複数教員担当の授業は単なるオムニバスにはせず、T.T.による授業形態を重視すること、実習や教育実践研究を協働してあたることによって実現していく。

4. 学校教育に関する「理論と実践の融合」を強く意識した体系的な教育課程の編成及び必置5領域の編成の考え方並びに当該全領域にわたる授業科目の開設

本教職大学院の教育課程編成は、中教審答申の教職大学院の制度設計を踏襲し、「理論と実践の融合」を図っている。同時に本研究科が目指す理念を具体化するために、「共通科目」、「コース科目」、「学校実習」の3つで構成する。

また、2. で示した特色を実現するため、次のような教育を実施する。

- (1) 研究者教員と実務家教員の協働が実現する教育
- (2) 学校現場と大学との往還を具体化する課題解決型の教育
- (3) 教員としての地域課題解決能力を向上させるための教育
- (4) フィールドワーク、ロールプレイ、事例研究、アクションリサーチなどの実践的方法を取り入れた教育
- (5) ストレートマスターと現職教員が学び合う教育

5. 授業科目の履修により修得させるべき資質能力として設定する目標（一般目標、到達目標）

資料3（資料3：教職大学院の理念等）

資料6（資料6：教職大学院の授業科目（共通科目、コース科目））

1) 共通科目

(1) 教育課程の編成・実施に関する領域

【一般目標】

- a) 教育課程編成の理論と実践に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- b) 特色あるカリキュラムづくりの理論と実践に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。

【到達目標】

(教員個人としての資質に関する内容)

- ・カリキュラムを構成するために必要な領域と内容について熟知している。
- ・カリキュラムを構成することができる。(年間・単元)
- ・カリキュラムの計画性に優れている。
- ・子どもたちの実態に即し、カリキュラムの変更を考案することができる。
- ・子どもたちの実態に即し、学習環境の構成を行うことができる。
- ・カリキュラムの計画と評価の方法を言語化することができる。
- ・各教科等における特色あるカリキュラムづくりのための原理について熟知している。
- ・子どもたちが各教科等で学んだ知識を生かす学習活動を計画・指導することができる。
- ・カリキュラム全体として、効果的で多様な教育形態・教育活動を組み込むことができる。

(同僚・教員集団との協力に関する内容)

- ・カリキュラム作りに向けて他の教員をリードするカリキュラム・コーディネーターとしての知識と技量を有している。
- ・教科間の接続や連携の方策について、他の教員に助言・支援することができる。
- ・教育課程活動と教育課程以外の活動とを体系的に組み合わせて組織することができる。

【開設科目】

- ・「教育課程編成の理論と実践」
- ・「特色あるカリキュラムづくりの理論と実践」

(2) 教科等の実践的な指導方法に関する領域

【一般目標】

- a) 授業の指導計画と教材研究に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- b) 授業での学習支援と指導法に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。

【到達目標】

(教員個人としての資質に関する内容)

- ・指導案を作成し、子どもたちの実態に応じて変更することができ、そのことを言語化することができる。

- ・子どもたちの生活や間違いにヒントを得て、新しい教材を開発することができる。
 - ・示範授業等ができる。
 - ・少なくとも一つの教科等の専門性において卓越し、常に最新の内容と方法を獲得する方法を知っており、それを遂行することができる。
 - ・新しい学びに対応した教材を開発するための実践的知識を有している。
 - ・ICT の活用を含めた高度な指導技術を身に付けており、必要に応じていつでも使え、そのレパートリーを増やしていくことができる。
 - ・学校内外の情報手段等を適切に活用するとともに、活動や体験を活用した授業を組織することができる。
 - ・子どもたちの確かな学力の育成に関わって、優れた結果を出すことができる。
 - ・学習する子どもたちの間の相互作用に着目できる。
 - ・確かな学力の形成を促す学習集団の構成に関する実践的知識を有している。
 - ・子どもたちに届く語りかけができる。
 - ・表情や様子から子どもたちの反応を読み取ることができる。
 - ・子どもたちのつまづきや間違いを生かそうとする発想を有している。
 - ・各教科等の評価の基準を策定し、学力を適切に評価するための原理について熟知している。
 - ・授業の診断と問題発見ができ、解決の手立てを見い出して、実行することができる。
 - ・自分の実践を振り返り、評価・改善する方法を知っており、実践することができる。
 - ・授業記録・実践記録を書くことができ、その分析・検討を踏まえて授業改善において主導的な役割を果たすことができる。
- (同僚・教員集団との協力に関する内容)
- ・授業の診断と問題発見ができ、解決の手立てを発見し、それを実行し言語化することができる。
 - ・指導方法や教材の工夫等の授業評価ができる。
 - ・教科等の指導に関し、他の教員に助言・支援することができる。
 - ・学校内外の専門的人材の活用を含め、複数のスタッフの協働による授業運営を企画・組織し、適切に遂行することができる。
 - ・テーマに基づく研究を実施することができる。
 - ・授業記録・実践記録に基づいて校内研修を組織することができる。

【開設科目】

- ・「授業の指導計画と教材研究の演習」
- ・「授業での学習支援と指導法に関する事例分析」

(3) 生徒指導、教育相談に関する領域

【一般目標】

- a)子どもたちの問題行動や規範意識に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- b) 子ども支援に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。

【到達目標】

(教員個人としての資質に関する内容)

- ・生徒指導や道德教育の趣旨を理解し、当該校の実情に応じた適切な指導方針を立案することができる。
 - ・子どもたちの問題行動の現状と背景について熟知している。
 - ・子どもたちの変化を鋭敏に察知し、方向性を持って働きかけることができる。
 - ・子どもたちの内的葛藤や問題行動等に対する理解と評価に優れている。
 - ・いじめ・不登校等の問題行動に対して、必要な指導等適切な対応を取ることができる。
 - ・生徒理解・生徒指導の多様な方法を理解しており、とりわけ集団づくりを中心とした多様な方法を実践することができる。
 - ・道德教育の多様な方法を熟知している。
 - ・子どもたちの実態に応じて道德教育の方法を使い分けることができる。
 - ・カウンセリングマインドを理解するとともに、相談技法を身に付け、教育相談に生かすことができる。
 - ・生徒指導・教育相談、進路指導・相談と教科等の指導の関連を図り、両面からの指導を考えることができる。
 - ・予習・復習等、子どもたちが学習に臨む日頃の態度を培い適切に保つことの重要性を理解させ、指導・援助することができる。
 - ・子どもたちが自らの心身の健康を維持するための努力や生活を送ることができるよう、指導・支援することができる。
 - ・児童会・生徒会活動への指導についての知識を有している。
 - ・学校生活が子どもたちにとっての豊かな自己実現の場となるような指導ができる。
 - ・子どもたちに自らの生き方を考えさせ、目標をもって自ら向上するための活動を支援するとともに、その目標に応じた選択を適切に指導・助言することができる。
 - ・就職指導・進学指導を通じて、子どもたちが自らの進路に関する各種情報を収集・取捨選択し、自らの生き方の目標等に応じて適切な進路選択を支援することができる。
 - ・特別支援教育に関する実践的知識を有している。
 - ・子どもたちの様子を踏まえ、個に応じた教育支援の方策を立案することができる。
- (同僚・教員集団との協力に関する内容)
- ・生徒指導・教育相談・進路指導について、他の教員の相談に乗ることができる。
 - ・道德教育の実施について、学校全体の指導体制を構築するため、他の教員を組織化することができる。

- ・心身症や精神疾患な等に関する知識を有し、適切な対応を他の教員に助言・指導することができる。
- ・教職員集団による対応を組織化することができる。
- ・生徒指導・教育相談、多様な進路指導を適切に行うよう、関係機関や地域等との連携を組織することができる。

【開設科目】

- ・「子どもの問題行動や規範意識に関する事例研究」
- ・「子ども支援の実践研究」

(4) 学級経営、学校経営に関する領域

【一般目標】

- a) 学校組織マネジメントに関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- b) 子どもたちを活かす学級経営に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。

【到達目標】

(教員個人としての資質に関する内容)

- ・学校における経営計画に関する実践的知識を有している。
- ・学校経営上の様々な問題について具体的な対応策を立案・検討することができる。
- ・学級経営上の様々な問題について具体的な対応策を立案・検討することができる。
- ・子どもたちを活かす学級経営の手法について熟知しており、実践することができる。
- ・保護者に対し、適切に対応することができる。
- ・学級経営・学校経営（学年経営）に関し、他の教員と適切に情報を共有することができる。

(同僚・教員集団との協力に関する内容)

- ・学校経営に関する制度・財政措置等について理解し、学校内外の多様な人材・資源を活用して多様な教育活動を展開することができる。
- ・学校評価の理念と方法について熟知し、当該校の状況に即した具体的な在り方を考え、その実施に参画することができる。
- ・組織マネジメントに関する知識・知見を活用し、学校の教育活動を効果的に進めることができる。
- ・校内の組織作りや校内研修の組織化に関し、リーダー的な役割を果たすことができる。
- ・保護者との対応において、他の教員をリードする形で適切に対処することができる。
- ・学校間の連携、共同・協働の在り方の趣旨・立案に習熟し、効果的な教育活動を展開することができる。
- ・学級経営に関し、他の教職員に指導・助言することができる。

- ・他の教員や外部の専門家と協働して、課題解決に当たることができる。

【開設科目】

- ・「学校組織マネジメントの実践演習」
- ・「子どもを活かす学級経営の実践演習」

(5) 学校教育と教員の在り方に関する領域

【一般目標】

- a) 教員の社会的役割や自己啓発に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- b) 教員に必要な人権教育に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。

【到達目標】

(教員個人としての資質に関する内容)

- ・現代社会における学校教育の役割についての理解とともに、地域との関連における学校・学校教育の役割を深く考察することができる。
- ・教員の社会的・職業的倫理について熟知している。
- ・教員に求められるコミュニケーション技法に習熟し、相手と場面に応じて使い分けることができる。
- ・保護者との信頼関係を構築することができる。
- ・学校の教育計画・教育方針について理解し、説明することができる。
- ・学校内外の多様な人材・資源の活用が学校教育活動にとって有効であるのみならず、地域をはじめとする社会の理解・信頼を得るなど地域に開かれた教育の展開のためにも有効であることを理解している。
- ・自己を客観的に省察することができる。
- ・教職生活を通じた学びとメンタルヘルスの維持に関する実践的知識を有し、自己の継続的成長に向けた長期的見通しを立てることができる。
- ・教員のサービスの在り方について理解し、適切な実践ができる。
- ・学校の組織的教育活動の展開に際し、職員の職能成長や健康管理、士気高揚等が必要であることを理解している。
- ・子どもの人権と教育実務における留意事項に関する実践的知識を有している。
- ・人権教育の授業作りに関する実践的知識を有し、多様な授業を実施することができる。
- ・現代の教師－子ども関係の在り方に関する実践的知識を有している。

(同僚・教員集団との協力に関する内容)

- ・子どもたちの実態に応じて、家庭教育の在り方等について保護者と十分話し合うことができる。
- ・校内研修や現職研修に関し、プログラムを作成し組織することができる。

- ・理論と実践の統合を志向する態度を有し、他の教職員と共有することができる。
- ・他人の尊厳を認め、共感することができる。
- ・保護者等からの意見・要望等に耳を傾け、学校教育の改善・充実にリードすることができる。

【開設科目】

- ・「教員の社会的役割と自己啓発」
- ・「教員のための人権教育の理論と方法」

2) 学校経営コース科目

(1) 学校マネジメントに関する領域

【一般目標】

- a) 教育法規の解釈・運用に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- b) 学校のカリキュラム的側面を中心に学校マネジメントに関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- c) 学校の組織的側面を中心に学校マネジメントに関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。

【到達目標】

(教員個人としての資質に関する内容)

- ・教育法規の基本事項について熟知し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・学校経営計画に関する実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・教育課程経営に関する実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・学校評価に関する実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・組織マネジメントの理論に関する基本事項を熟知し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・学校組織開発に関する実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・学校財務・事務の能力開発に関する実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・学校組織マネジメントに関する実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。

(同僚・教員集団との協力に関する内容)

- ・管理職の立場から学校経営計画の作成に携わり、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から教育課程の編成に携わり、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から学校評価に携わり、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から学校経営計画の作成に携わり、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・組織マネジメントの理論を用いて他の教職員に働きかけ、積極的な参画を促すことができる。
- ・管理職の立場から学校の組織としての力量向上に取り組み、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から他の教職員に対して働きかけ、学校組織のマネジメントを促進することができる。

【開設科目】

- ・「教育法規の解釈・運用に関する実践研究」
- ・「学校マネジメントの実践研究1」
- ・「学校マネジメントの実践研究2」

(2) 組織としての危機管理とネットワークングに関する領域

【一般目標】

- a) 学校危機管理の理論とプログラム開発に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- b) 学校間連携・地域連携に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。

【到達目標】

(教員個人としての資質に関する内容)

- ・学校危機管理に関する実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・学校危機管理の計画立案に関する実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・学校間連携・校種間連携等に関する基本事項を熟知し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・地域資源を活用して開かれた学校づくりを進めるための実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。

- ・学校参加と学校運営協議会制度（コミュニティースクール）に関する基本事項を熟知し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・学校間連携・地域連携の計画立案に関する基本事項を熟知し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。

（同僚・教員集団との協力に関する内容）

- ・管理職の立場から学校危機管理の計画立案に携わり、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から学校間連携・校種間連携等に取り組み、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から地域資源を活用して開かれた学校づくりに取り組み、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から学校参加と学校運営協議会制度（コミュニティースクール）の推進に取り組み、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から教育課程の編成に携わり、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。

【開設科目】

- ・「学校危機管理の理論とプログラム開発」
- ・「学校間連携・地域連携の実践研究」

（3）教職員の職能開発に関する領域

【一般目標】

- a) 教職員の人材育成に関する理論とプログラム開発に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- b) 校内研究の理論とプログラム開発に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。

【到達目標】

（教員個人としての資質に関する内容）

- ・スクールリーダーの役割に関する基本事項を熟知し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・コーチングやメンタリングの理論に関する基本事項を熟知し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・教職員評価の在り方と方法に関する実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・ミドルリーダーの能力開発に関する実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・校内研修・行政研修の計画立案に関する基本事項を熟知し、学校現場の事例に即して

解釈・運用することができる。

- ・教育課程経営における校内研究の在り方と方法に実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・教育データ（学力テストやアンケート結果等）の分析方法やそれを受けての授業改善に関する基本事項を熟知し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・教員の職能開発に資する校内研究の在り方と方法に関する実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。
- ・校内研究の計画立案に関する実践的知識を有し、学校現場の事例に即して解釈・運用することができる。

(同僚・教員集団との協力に関する内容)

- ・管理職の立場から教職員の職能開発に取り組み、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から教職員評価に取り組み、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から校内研修・行政研修の計画立案に携わり、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から校内研究に取り組み、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から教育データ（学力テストやアンケート結果等）の分析に携わり、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。
- ・管理職の立場から校内研究の計画立案に携わり、他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。

【開設科目】

- ・「教職員の人材育成に関する理論とプログラム開発」
- ・「校内研究の理論とプログラム開発」

(4) 実践の省察に関する領域

【一般目標】

- a) 学校経営実地研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを通じた管理職（校長・教頭）の職務の観察・補佐や方策立案を学問的な観点から省察し、さらなる課題発見と課題解決へとつなげることで、管理職としての総合的な力を養う。

【到達目標】

(教員個人としての資質に関する内容)

- ・管理職の職務における課題を学問的な観点から分析することができる。
- ・管理職の職務における課題を解決するための具体的なプログラムを学問的な観点から立案することができる。

- ・プログラムの実効性を学問的な観点から検証することができる。
(同僚・教員集団との協力に関する内容)
- ・管理職の立場から学校現場の現代的課題を解決するため学校内外の人的資源を用いた具体的なプログラムを学問的な観点から立案することができる。
- ・管理職の立場からプログラムの実施に取り組み、学問的な観点から他の教職員に対して適切な指示を出すことができる。

【開設科目】

- ・「学校マネジメント研究」

3) 教職実践コース科目

(1) 教科等の教材開発、授業改善に関する領域

【一般目標】

- 教材開発に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- 授業分析に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- ICT 活用に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。

【到達目標】

(教員個人としての資質に関する内容)

- ・各教科、単元のねらいを達成するための最適な教材開発に関する知識を有している。
- ・新しい学びに対応した授業構成や教材開発を実践することができる。
- ・授業中の子どもたちの学習過程について記録・分析・評価するための方法を熟知している。
- ・授業中の教師、学習者間で生じる相互作用過程について理解、分析することができる。
- ・授業の実践記録から課題を発見し、それを克服する授業を計画することができる。
- ・ICT を活用した授業の具体的方法と効果について熟知し、授業に組み込むことができる。

(同僚・教員集団との協力に関する内容)

- ・授業研究、教材開発に関する研究体制を構築し、リードしていくことができる。
- ・授業計画や指導技術に関して、他の教員に助言・支援することができる。
- ・教員相互の授業評価を実施し、授業力向上を実現する体制づくりができる。
- ・新人教員に対するメンター教師としての役割を果たすことができる。

【開設科目】

- ・「教材開発演習」

- ・「授業分析演習」
- ・「ICT 活用実践演習」

(2) 人間形成・発達援助に関する領域

【一般目標】

- すべての個性を活かす教育環境の構成に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- 学校カウンセリング・コンサルテーションに関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- 安心して成長できる学校環境づくりに関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。
- 自立した個を育てる教育活動に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。

【到達目標】

(教員個人としての資質に関する内容)

- ・子どもの心理的問題や不登校に関する実践的知識について熟知している。
- ・カウンセリングマインドを活かして子どもたちとの関係づくりを進めることができる。
- ・道徳教育をベースとした学校・学級づくりのための実践的知識を有している。
- ・専門機関・専門家・家庭との連携の方法やチーム援助に関する実践的知識を有している。
- ・保護者対応のための基本的考え方について熟知し、場面に応じて適切な保護者対応を行うことができる。
- ・教科指導を通したキャリア教育を行うための実践的知識を有している。
- ・自律的な学習者を育て、社会的自立につなげる教科指導を行うための実践的知識を有している。
- ・子どもたちの自己表現・自己理解・自己開発を促す教育活動の重要性を理解し、そのための方策を立案することができる。

(同僚・教員集団との協力に関する内容)

- ・子どもたちの心理的問題や不登校に関する実践的知識を活かして組織的対応の体制構築を行うことができる。
- ・道徳教育をベースとした学校づくりにおいて中心的な役割を担うことができる。
- ・専門機関・専門家・家庭との連携やチーム援助において中心的な役割を担うことができる。
- ・教科指導を通したキャリア教育を行う際に中心的な役割を担うことができる。

【開設科目】

- ・「すべての個性を活かす教育環境の構成」

- ・「学校カウンセリング・コンサルテーションの実践研究」
- ・「安心して成長できる学校環境づくりの探究」
- ・「自立した個を育てる教育活動の実際」

(3) 現代的教育課題への対応に関する領域

【一般目標】

- a) 地域における教育課題に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。

【到達目標】

(教員個人としての資質に関する内容)

- ・幼保小、小中、中高の連携・一貫教育などにおける学びの接続のための原理について熟知している。
 - ・教育課題の解決に資する社会的資源の活用方策について実践的知識を有している。
 - ・地域の現状に即した防災教育や安全教育の実施に関する実践的知識を有し、具体的なプログラムを作成することができる。
 - ・地域の特性を踏まえた教育を行うための実践的知識を有している。
- (同僚・教員集団との協力に関する内容)
- ・他校種との接続を意識したカリキュラムを構想することができる。
 - ・地域の特性や社会的資源を活用した教育を行うための具体的なプログラムを作成することができる。
 - ・防災教育や安全教育の実施において中心的な役割を担うことができる。

【開設科目】

- ・「大分県における教育課題の探究」

(4) 実践の省察に関する領域

【一般目標】

- a) 学校実践実地研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを通じた学校現場の現代的課題の観察・分析、方策立案とその実効性の検証を学問的な観点から省察し、さらなる課題発見と課題解決へとつなげることで、新しい学びをデザインする実践的指導力を養う。
- b) 学校実践実地研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを通じた学校現場の現代的課題の観察・分析、方策立案とその実効性の検証を学問的な観点から省察し、さらなる課題発見と課題解決へとつなげることで、学校内外の人的資源を活用しながら組織的に対応し、子どもたちの自己指導能力を育成しうる実践的指導力を養う。

【到達目標】

(教員個人としての資質に関する内容)

- ・学校現場の現代的課題を学問的な観点から分析することができる。
- ・学校現場の現代的課題を解決するための具体的なプログラムを学問的な観点から立案

することができる。

- ・プログラムの実効性を学問的な観点から検証することができる。
(同僚・教員集団との協力に関する内容)
- ・学校現場の現代的課題を解決するため学校内外の人的資源を用いた具体的なプログラムを学問的な観点から立案することができる。
- ・学校現場の現代的課題を解決するため子どもたちの自己指導能力を育成するための具体的なプログラムを学問的な観点から立案することができる。
- ・プログラムの実施にあたって中心的な役割を学問的な観点から担うことができる。

【開設科目】

- ・「教育実践研究」

6. コース（分野）別選択科目の設定における考え方、及び共通科目との内容上の関連性・体系性

コース別選択科目は、共通科目における学習内容を基礎として、各コースにおいて養成する人材像に合わせて設定している。個々の今日的教育課題に対応可能な、より専門的な知識の習得と、実践的な対応力を向上させることが主要な目的である。なお、カリキュラムの構成は、県教育委員会との連携により、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」を踏まえるとともに、「連携協力に係る県教育委員会と大分大学の打ち合わせ」会議において、望まれる管理職養成のための資質向上を目指すために必要な内容および実践的指導力を向上させるために必要な内容を協議し決定した。

1) 学校経営コース科目

学校管理職は、高度な機能を有する学校組織の構築や特色ある新たな学びを実現する教育課程の編成、および近年頻発する多様な学校危機への対応という側面から、地域社会と連携しながら円滑に学校運営を実践し、次代を担う教職員の育成をリードするために必要な理論知と実践力を習得する必要がある。そこで、学校経営コースでは、「学校マネジメントに関する領域」、「組織としての危機管理とネットワーキングに関する領域」、「教職員の職能開発に関する領域」の科目を設定した。これらは、「1. 校長や主任等のリーダーシップが発揮され機能する組織的で一体的な学校運営を可能にする経営力を持った管理職」、および「2. 学校運営協議会制度のような新しい学校づくりにおいて必要とされる課程や地域との連携力を持った管理職」の養成を目的としたものである。

具体的には、共通科目「学校組織マネジメントの実践演習」、「教育課程編成の理論と実践」における学習をベースとし、コース科目「学校マネジメントの実践研究1」では教育課程編成を中心とした学校経営計画について、「学校マネジメントの実践研究2」では財務、事務的な側面も含んだ学校組織全体としての機能を高めるマネジメント力について、事例

分析や計画立案等を通して学びを深める。

また、共通科目「教員の社会的役割と自己啓発」、「教員のための人権教育の理論と方法」における学びを発展させ、コース科目「教職員の人材育成に関する理論とプログラム開発」と「校内研究の理論とプログラム開発」において、教職員に対するサポート、評価、研修にかかわる具体事例の分析や計画立案の演習を行い、職能開発支援の能力を高める。

以上の科目に加え、管理職に求められる現代的な教育課題として、近年特に注目されている学校における危機管理への対応力を高める「学校危機管理の理論とプログラム開発」を開設する。さらに、地域社会に開かれた学校づくりと学校間あるいは地域との共同的な関係づくりについて学ぶ「学校間連携・地域連携の実践研究」や、適切に学校を管理し、社会的な役割を果たせる学校づくりを進めていく上で不可欠となる教育法規の理解を確かなものにするために「教育法規の解釈・運用に関する実践研究」を設定する。

2) 教職実践コース科目

教職実践コースでは、新しい学びを支える授業開発、信頼し合える学級づくり、自立的に生きる人を育てる生徒指導と教育相談等の実践について、成果を上げている取り組みの実例やその背景にある新たな理論について理解を深める。そのために、「教科等の教材開発、授業改善に関する領域」、「人間形成・発達援助に関する領域」、「現代的教育課題への対応に関する領域」の科目を設定した。これらは、「1. 知識・技能を活用する学習活動、課題探究型の学習、協働的な学びなど、新しい学びをデザインできる実践的指導力を持った新人・中堅教員」、および「2. 学校内外の人的資源を活用しながら組織的に子どもたちの自己指導能力を育成することのできる実践的指導力を持った新人・中堅教員」の養成を目的としたものである。

共通科目「授業の指導計画と教材研究の演習」で授業設計や教材開発に関する理解を深めた上で、コース科目「教材開発演習」、「授業分析演習」、「ICT活用実践演習」において、創造的な教材や魅力ある授業づくりを実践し、学習指導ツールを有効に活用するための実用的な知識と技術を習得する。

また、共通科目「授業での学習支援と指導法に関する事例分析」、「子どもたちを活かす学級経営の実践演習」では、子ども一人ひとりの個性を踏まえた学習指導や学級運営の実際とその考え方について学ぶ。ここでの学習内容を発展させて、コース科目「すべての個性を活かす教育環境の構成」と「安心して成長できる学校環境づくりの探究」において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた授業設計や相互に尊重し合う人間関係の中で、子どもたちが学びに没頭できる学級づくりを実現できる力を育成する。

共通科目「子どもの問題行動や規範意識に関する事例研究」、「子ども支援の実践研究」では、子どもたちが成長していく上で直面する多様な課題を分析し、対応の仕方について理解する。これをベースとして、コース科目「学校カウンセリング・コンサルテーションの実践研究」では、子どもたちに対する心理学的な面からの理解と支援、および専門機関

や過程との連携を実践する力を養い、「自立した個を育てる教育活動の実際」では、個性を活かした将来の生き方について、キャリア教育の観点を含めながら指導する力を身につける。

7. 実習の事前・事後に履修すべき学修内容（履修すべき授業科目や要件など）の考え方

学校における実習のねらいは、地域での教育課題に応えることのできる実践的な能力の育成にあるが、特に学校経営コースにおいては管理職としての学校経営能力の、教職実践コースにおいては実践的指導力の習得である。本研究科における実習は、このねらいに則して、学校経営コースにおいては学校経営実地研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、教職実践コースにおいては学校実践実地研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、から構成される。実習の履修条件ではないが、実習のねらいを効果的に果たすために、各期を通して実践省察科目として、学校経営コースにおいては学校マネジメント研究を、教職実践コースにおいては教育実践研究を設定しており（各期1単位）、実習と連動させている。

〔実地研究Ⅰ〕学校経営コースでは学校経営実地研究、教職実践コースでは学校実践実地研究と名称が異なるが、事前および事後、前提とする履修単位については同じなので、ここでは合わせて「実地研究」と表記する。この実地研究は1年次前期であるため、特に前提とする履修済単位はない。校種をまたいだ実地研究であり、特に隣接した他校種での実情を観察することから、この点を意識した省察を「学校マネジメント研究」または「教育実践研究」で行う。

〔実地研究Ⅱ〕この実地研究は1年次後期に実施する。実地研究Ⅰの履修と共通科目14単位、「学校マネジメント研究」または「教育実践研究」1単位の習得を実習参加の前提とする。これに加えて事前、事後指導を行う。

〔実地研究Ⅲ〕この実地研究は2年次前期及び後期に実施する。実地研究Ⅰ・Ⅱの履修と共通科目20単位、コース科目6単位、「学校マネジメント研究」または「教育実践研究」3単位の習得を実習参加の条件とする。これに加えて事前、事後指導を行う。**資料7**（資料7：授業科目ごとの一般目標、到達目標）

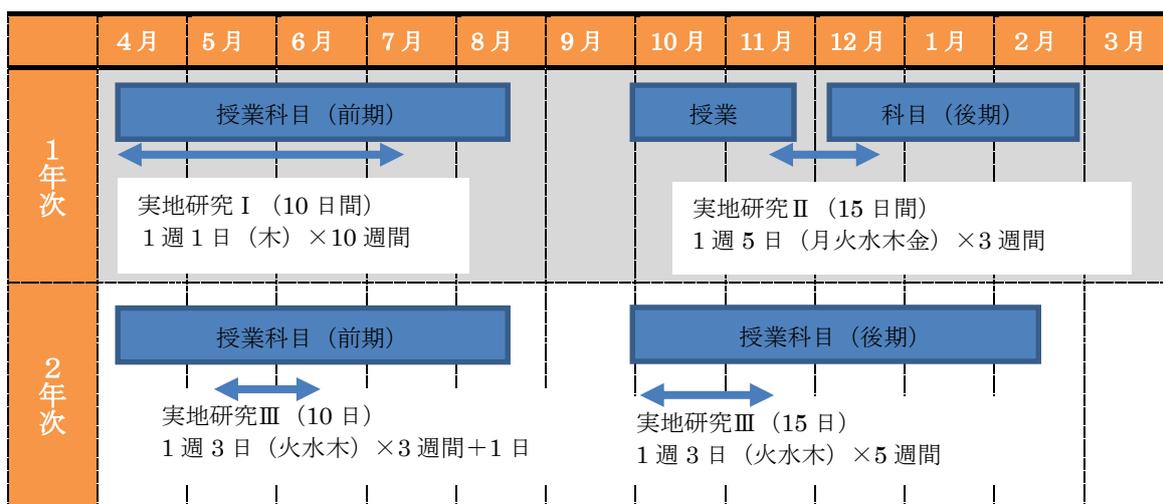


図1 授業科目と実地研究の実施時期

④ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織の編成の考え方

教員組織の編成を表1に示し、以下にその考え方を示す。

表1 専任教員の主な専門分野

区分		職種	主な専門分野	備考
専任	研究者教員①	教授	学校経営	
専任	研究者教員②	教授	教科教育	
専任	研究者教員③	教授	学校心理	
専任	研究者教員④	教授	教育経営	
専任	研究者教員⑤	准教授	教育方法	
専任	研究者教員⑥	准教授	教育行政	
専任	研究者教員⑦	准教授	教師教育	
専任	実務家教員①	教授	学校経営	主として教育行政経験者
専任	実務家教員②	教授	学校経営	主として学校管理職経験者
専任	実務家教員③	准教授	特別支援教育	人事交流
専任	実務家教員④	准教授	学習指導	人事交流
専任	実務家教員⑤	准教授	生徒指導	人事交流
専任	実務家教員⑥	教授	学習指導 (ICT)	学部とダブルカウント

- (1) 教育組織は、研究者教員 7 人と実務家教員 6 人の計 13 人で編成し、学校経営コース担当として研究者教員①、④、⑥、⑦、実務家教員①、②の 6 人を、教職実践コース担当として研究者教員②、③、⑤、実務家教員③、④、⑤、⑥の 7 人を充てる。
- (2) 共通科目は全ての教員が担当するようにし、それぞれのコース科目は、原則コース担当教員が担当する。
- (3) 実務家教員 2 人は公募による大学採用とする。内 1 人は校長等の管理職経験を有し、学校経営に主導的に関わる力を指導する能力を持つ者を、もう 1 人は行政職と学校管理職経験を有し、同じく学校経営に主導的に関わる力を指導する能力を持つ者とした。
- (4) 実務家教員 3 人は大分県教育委員会を窓口に適任者を選考し、3 年程度の任期付き派遣教員として充当して、効率的で効果的な人事交流を図る。ただし、再任は妨げない。
- (5) 実務家教員採用に関する内規を設置までに定め、選考基準および選考手続きを明確にする。
- (6) 専任教員 13 人の内、新規採用、人事交流、学部からの移籍、学部とのダブルカウントによる教員 12 人は、設置時、学年進行中も本学の定年年齢 65 歳には達していない。残り 1 人は、平成 27 年度末に定年退職予定であるが、これまでも大分県教育委員会と本学との連携において重要な役割を担ってきており、大分県の学校組織改革プランの推進を支えてきたことから、設置直後の教職開発専攻運営の支えとしての役割を担ってもらうため、引き続き 3 年雇用の特任教員として任用することとしている。

2. 特色

- (1) 各コースに研究者と実務家をバランスよく配置し、チームティーチングにより「理論と実践の融合」の実現を図る。
- (2) 教員組織の編成においては、大分県と連携する。
- (3) 学校経営コースの教員には、大分県の学校経営の現状に詳しい者を配置し、大分県の教育課題に対する対応能力の育成が図れるようにする。

3. 実務家教員と研究者教員の配置の比率についての考え方

専門職大学院設置基準等では、専任教員の 4 割以上を実務家教員と規定しており、本専攻では専任教員 13 人の内、実務家教員 6 人（46.2%）である。

4. 各授業科目に応じ、実務の専門的見識・経験をもとに、知見を理論化し適切に教授できる実務家教員の配置（どのような考えに基づき、どのような実務能力の者を配置したのか。）

- 教育組織は、研究者 7 人と実務家教員 6 人の計 13 人で編成し、学校経営コース担当として研究者教員①、④、⑥、⑦、実務家教員①、②の 6 人を、教職実践コース担当として研究者教員②、③、⑤、実務家教員③、④、⑤、⑥の 7 人を充てる。研究者教員と実務家教員とがチームティーチングの形式で授業を実施することにより、理論と実践の融合を図る。全ての授業は複数教員によるチームティーチングで行う。3人以上で担当することとなっている科目については、それぞれの回に最も適切な教員が2人以上で組みチームティーチング形式の授業を行う。

具体的授業担当は表 2 に示す。

表 2 授業科目の担当教員

	授業科目名	学校経営コース 教員		教職実践コース 教員		兼任教員
		研究者	実務家	研究者	実務家	
共通 科目	教育課程編成の理論と実践		②	⑤		〇〇
	特色あるカリキュラムづくりの理論と実践		①	②		
	授業の指導計画と教材研究の演習			⑤	④	
	授業での学習支援と指導法に関する事例分析			②	④⑥	
	子どもの問題行動や規範意識に関する事例研究			③	⑤	
	子ども支援の実践研究			③	③	
	学校組織マネジメントの実践演習	④	②			
	子どもを活かす学級経営の実践演習			③	③⑤	
	教員の社会的役割と自己啓発	⑦	②			
教員のための人権教育の理論と方法	⑥	①				
学校 経営 コース 科目	教育法規の解釈・運用に関する実践研究	⑥	①			
	学校マネジメントの実践研究 1	①④	②			
	学校マネジメントの実践研究 2	①④⑥	①			
	学校危機管理の理論とプログラム開発	①④	②			
	学校間連携・地域連携の実践研究	①⑥⑦	①			
	教職員の人材育成に関する理論とプログラム開発	⑦	①			
	校内研究の理論とプログラム開発	①⑦	②			
	学校マネジメント研究	指導教員				

教職実践 コース科目	教材開発演習			②⑤	④⑥	
	授業分析演習			②	④	
	ICT活用実践演習			②	⑥	○
	すべての個性を活かす教育環境の構成			③	③⑤	
	学校カウンセリング・コンサルテーションの実践研究			③	③⑤	
	安心して成長できる学校環境づくりの探究			③	⑤	
	自立した個を育てる教育活動の実践			②	③④	
	大分県における教育課題の探究	①			③⑤	
	教育実践研究	指導教員				
	学校実習（学校経営実地研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）	指導教員				
学校実習（学校実践実地研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）	指導教員					
教育実践研究報告書	指導教員					

また、教職大学院の専任教員が教職大学院設置後に担当する学部及び大学院の科目一覧を表3に示す。対象となる教員は、学部から移籍する研究者教員⑤と学部とのダブルカウントによる実務家教員⑥の2人であり、その担当単位数は12.22単位と最小限に留めている。

表3 専任教員の学部・大学院の科目一覧

専任教員	担当科目	単位数	担当形態		
			形態	回数	担当単位数
研究者教員⑤	生活科指導法（小）	2	単独×2クラス	30	4.00
	授業システム論特論	2	単独	15	2.00
実務家教員⑥	木材加工実習Ⅰ	1	共同（2人）	15	0.50
	木材加工実習Ⅱ	1	共同（2人）	15	0.50
	技術科指導法（中等）	2	単独	15	2.00
	技術科授業論	2	オムニバス	9	1.20
	技術科授業研究（中等）Ⅰ	2	オムニバス	4	0.54
	技術科授業研究（中等）Ⅱ	2	オムニバス	4	0.54
	教育課程・方法論（小）	2	オムニバス	2	0.27
	教育課程・方法論（中等）	2	オムニバス	5	0.67
計					12.22

5. 既設学部等の教員を転籍させる場合の当該学部等の教育研究水準の維持・向上策

専任教員 13 人の内、10 人については新規採用または人事交流によって充てるため、学部等の教育研究水準に影響はない。残り 3 人については、教職大学院において本学の特色を生かし、学部および修士課程との連携を図るために、学部から教員を専任（ダブルカウント 1 人を含む）として充てることとする。

学部からの教員は、専任の研究者教員として附属教育実践総合センターから 1 人移籍し、退職予定教員を 1 人特任教員として研究者教員に任用し、もう 1 人は実務の経験がある教員を、学部とダブルカウントで実務家教員とする。

退職予定教員は、これまでも大分県教育委員会と本学との連携において重要な役割を担ってきており、大分県の学校組織改革プランの推進を支えてきたことから、設置直後の教職開発専攻運営の支えとしての役割を担うため、学部においては、後任として同じ専門分野の教員を新規採用することにより、学部の教育研究水準を維持する。

ダブルカウントの専任教員は、学部において中学校技術の教科教育の担当者であるが、学部の小学校教員養成重点化の方針に従い、中学校教科に関する科目の科目数及び内容を大幅に見直すことから、学部の教育研究水準を維持することが出来る。

また、移籍によって空く附属教育実践総合センターのポストには、新しい学部の理念の実現を見据えてセンター業務の見直しを行い、最適な人材を新規採用する予定であるため、学部の教育水準の維持向上を図ることが出来る。

⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法

本専攻では、学校現場における実践の改善に資する分析的視点の習得と学校改善や授業改善、さらに子どもたちの臨床的支援のための技法や実践の開発に取り組み、理論と実践の往還を通した高度の実践的指導力を習得することによって、新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダーや新しい学びや学校現場での今日的教育課題に対応し得る教員の養成を目的としている。そのため、多くの開講科目は、実践的知識を習得するとともに、具体例を手掛かりにその知識を実際に応用する事例分析を行い、さらに具体的なデータ等を用いた演習を中心とし、グループ討議、模擬授業、ワークショップ、フィールドワークなどを各授業科目の特性に応じて組み合わせた履修形態とする。

2. 履修指導の方法

本専攻の修了要件は、学校経営コースにおいては授業科目 50 単位以上、教職実践コースにおいては授業科目 50 単位以上の単位を修得することである。各コースの履修方法は次の

とおりである。**資料 8**（資料 8：学生時間割）

○学校経営コース

学生は、共通科目（必修）20 単位ならびに専門科目 18 単位、「実習」科目 10 単位、教育実践研究報告書 2 単位を履修する。

○教職実践コース

共通科目（必修）20 単位ならびに専門科目 18 単位、「実習」科目 10 単位、教育実践研究報告書 2 単位を履修する。

履修登録は、入学後のガイダンスを経て行う。その後、担当の研究者教員、実務家教員を決定し、その指導の下に教育実践研究報告書の課題を決定し、「学校マネジメント研究」ならびに「教育実践研究」での指導を通して、理論と実践の往還に基づく教育実践研究報告書を作成する。

1) 講義・演習

（共通科目）20 単位（必修科目）を修得する。

（専門科目）学校経営コースではコース科目を 18 単位（うち 4 単位は通年開講の「学校マネジメント研究」）、教職実践コースでは 18 単位（うち 4 単位は通年開講の「教育実践研究」）以上修得すること。

ただし、学校経営コースにおいては、近年、地域の教育課題についての理解に基づき、地域資源を活用した学校づくりの重要性がさらに高まっていることから、同コースのコース科目「学校間連携・地域連携の実践研究」を全員が履修するとともに、教職実践コースのコース科目「大分県における教育課題の探究」の履修を行うことも可能とする。

また、教職実践コースにおいては、全学生が「大分県における教育課題の探究」を必ず履修することとする。そして、学部新卒者の場合は「教材開発演習」および「授業分析演習」を必ず含めることとし、その他の者は「ICT 活用実践演習」、「すべての個性を活かす教育環境の構成」、「学校カウンセリング・コンサルテーションの実践研究」、「安心して成長できる学校環境づくりの探究」、「自立した個を育てる教育活動の実践」を必ず含めることとする。

2) 実習

本専攻は、学部教育で習得した学校教育の基本的知識ならびに学校教育現場における教師としての経験や知見を土台に、大学院における「理論」の学習と学校における「実践」の経験の往還を通じた高度の実践的指導力を習得させることによって、新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダーの養成と新しい学びや学校現場での今日的教育課題に対応し得る教員の養成を目的としている。そのため、本専攻では全ての学生に対して「実習」への参加と単位の修得を義務付けることとする。

学校経営コースでは「実習」科目として「学校経営実地研究Ⅰ」「学校経営実地研究Ⅱ」「学校経営実地研究Ⅲ」を開講し、教職実践コースでは「実習」科目として「学校実践実地研究Ⅰ」「学校実践実地研究Ⅱ」「学校実践実地研究Ⅲ」を開講する。

いずれのコースにおいても「実習」科目を10単位修得すること。

3) 履修登録の上限

各期における履修登録の上限を1年次前期23単位、1年次後期以降は20単位とする。本専攻では、1年次前期に共通科目（必須）を集中して受講させ、基本的な理論を修得させる趣旨から、1年次前期に23単位を上限として設定した。また、それ以外の期間では実習の時間を含めて20単位を上限として設定した。この上限の単位数であれば1週間に受講する科目数（概ね8～11科目、1日3科目以内）であり、学生が授業で提示された課題の勉強を行うことが十分可能である。

3. 授業の工夫

1) 実践的な力量向上のための工夫

本専攻の授業全体では、実践的知識を習得するとともに、具体例を手掛かりにその知識を実際に応用する事例分析を行い、さらに具体的なデータ等を用いた「演習」を中心とし、各授業科目の特性に応じてグループ討議、模擬授業、ワークショップ、フィールドワークなどを有機的に組み合わせた工夫を行う。

本専攻では現職教員学生と学部新卒者がともに学ぶことから、両者がチームを組んで学習を展開し、研究者教員と実務家教員がそれを共同的に支援・指導する体制を構築する。すなわち、現職教員学生がメンターとして、学部新卒者がメンティーとして機能するチームで学習を展開することによって、教育効果の向上を試みる。

具体的には、各授業で与えられたテーマに対して、主に現職教員学生が提供する教職経験の振り返りから得られる事例およびデータ、主に新卒学生が提供する文献等の知見を分析し、課題解決の方策について仮説を構築する。その仮説を原案として、授業では大学教員および他の学生チームとの議論を通して、仮説の検証・精緻化の作業を行う。このときの大学教員は、単なる解説者、コメンテーターという役割ではなく、課題解決の協働的な実践者として、新たなアイデアを共に練り上げていく専門性の高いメンバーとして振る舞うことになる。

なお、現職経験を持たない学部新卒者に対しては、「教材開発演習」、「授業分析演習」および「大分県における教育課題の探究」の履修を必修とし、学生間の経験の差を可能な限り軽減するとともに、事例分析や演習を方法とする科目においては課題設定と指導体制に配慮する指導を行う。

2) 授業時数・配当年次上の配慮

本専攻では、1年次には週4日（月曜日から水曜日と金曜日）の「演習」への参加を前提として、1日3科目以内の授業履修にとどめる。1日3科目以内の履修であれば、授業以外の時間帯で授業課題を勉強・整理するのに十分な時間的余裕があり、授業を進める上で学生に与える負担はそれほど大きくなく、教育効果を上げることが可能となる。また、授業時間以外の時間帯では、指導教員と個別に授業課題について相談することが可能であり、図書館などでの学習時間も確保できる。

それに加えて、「実習」科目の開講される4～7月ならびに10月～12月以外の期間は、木曜日の1限～4限が授業履修のない時間帯となり、個別の学習時間を十分に確保することが可能である。

「実習」科目の開講されない時期には毎週木曜日の5限に、担当の研究者教員、実務家教員の「学校マネジメント研究」および「教育実践研究」に参加し、理論と実践の往還の観点からの指導を受け、教育実践研究報告書の作成に向けた実践的研究に取り組む。

2年次には、1年次に履修した授業科目での学習を基盤として自らの学習課題を深めるとともに、「実習」科目の開講されない時期には毎週木曜日の5限に、担当の研究者教員、実務家教員の「学校マネジメント研究」および「教育実践研究」に参加し、理論と実践の往還の観点からの指導を受け、教育実践研究報告書の作成に向けた実践的研究に取り組む。

14条特例の適用対象となる現職教員学生ならびに「実習」科目以外でも学校における実践的研究に取り組むことが予定される学部新卒者に対する配慮を行うため、2年次の授業科目は少なく配置している。

以上のように履修単位数の点からは1年次の履修（特に前期）の負担が大きく見えるが、実際は1日3科目以内の履修で十分対応が可能である。他方、2年次の履修単位数は少なくなるものの「学校マネジメント研究」および「教育実践研究」における指導のもと、教育実践研究報告書の作成に向けた実践的研究に取り組むため、実際には履修単位数以上の学習時間が必要となる。このため、少ない授業科目に集中できる時間を確保することにより教育効果を高めることとする。また、時間を確保することにより、必要に応じ反復指導が可能となる。

4. 標準修業年限

本専攻の標準修業年限は2年である。

5. 修了要件

本専攻の修了は、2年以上在学し、学校経営コースにおいては授業科目50単位以上、教職実践コースにおいては授業科目50単位以上の単位修得を要件とする。

その内訳は、学校経営コースにおいては共通科目（必修）20 単位ならびに専門科目 18 単位、「実習」科目 10 単位、教育実践研究報告書 2 単位とする。また教職実践コースにおいては共通科目（必修）20 単位ならびに専門科目 18 単位、「実習」科目 10 単位、教育実践研究報告書 2 単位とする。

6. 既修得単位の認定

教育上の大きな必要性が認められる場合は、学生が大学院に入学する前に大学院又は他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科委員会の議を経て、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により履修したとみなすことができる。

ただし、授業のねらいおよび内容が当該授業科目と合致する場合以外には、既修得単位の認定は行わない。また、現職教員学生が所定の手続きを経て、単位を履修したものとみなす、「実習」科目 10 単位については、この既修得単位には含めない。

7. 成績評価の方法

本専攻は、授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を行う。この場合、定期試験は、学期末又は学年末に行うものとし、その試験は、筆答試験、口頭試問、研究報告等の方法により行う。履修した授業科目の成績は、試験のほか、出席および学習状況等により総合的に判定する。

教育実践研究報告書に基づく報告会を実施し、3 人以上の研究者教員、実務家教員によって評価する。

成績は、S（90 点以上）、A（90 点未満、80 点以上）、B（80 点未満、70 点以上）および C（70 点未満、60 点以上）を合格とし、D（60 点未満、50 点以上）、F（50 点未満および不受験）を不合格とする。

最終的な学習の修了は、受講した科目の履修結果（単位数、成績）と教育実践研究報告書の評価をもとに教職開発専攻運営委員会が設置の趣旨、育成する人材像の達成の観点から踏まえ総合的に評価し、その結果により研究科委員会が最終判定する。

この場合、特に教育実践研究報告書の評価を重視する。教育実践研究報告書の評価は主に最終年度末に開かれる教育実践研究報告会での報告を対象とする。この報告会には、専攻の教員のみならず学校関係者（学部新卒者の実習校の校長・教頭・指導教員等、現職教員の勤務校の校長・教頭等）や教育委員会関係者等の出席を求め、本専攻の学生の発表に関して質問・意見さらに一定の評価を受ける。教育実践研究報告書の評価は、報告会参加者のそうした評価に本専攻学生の修了にふさわしい実践的な資質力量の判定が表れると考え、報告会での評価を踏まえて行う。

8. 養成する人材像・履修モデル

本専攻の学生は、養成する人材像によって設定するコース（学校経営コース、教職実践コース）のいずれかに所属する。

各コースには、人材像に相応しい授業科目を配置し、修了要件にしたがって履修指導を行う。

学部新卒者は教職経験を持たないことから、特別の授業科目（「教材開発演習」および「授業分析演習」）の履修を義務づけ、事例分析や演習を方法とする科目においては課題設定と指導体制に配慮する指導を行う。**資料 9**（資料 9：履修モデル）

9. 長期履修学生制度の特例

現職教員等及び正規の履修期間内で修学が困難な事情（家事、育児及び介護など）の学生には、標準修業年限を超えて 3～4 年で計画的に教育課程を履修する長期履修学生制度の特例を適用する。この制度の利用は原則として入学時の申請により認められることとするが、1 年次が終了する前にも申請可能とする。また、就学状況等の変動により、申請した修業年限を短縮することも可能とする。

10. 現職教員学生に対する「実習」の取扱い

現職教員学生の場合にも「実習」科目の履修を義務づける。

11. 学位授与

本専攻の学位授与のプロセスは次のとおりである。

修了に必要な単位を取得した学生について、研究科委員会で審議し、学位授与の可否を決定のうえ、教職修士（専門職）の学位を授与する。

⑥ 施設・設備等の整備計画

（1）講義、セミナー室

現在の教育福祉科学部棟の 2 室（52 m²、38 m²）を、教職大学院専用の講義、セミナー室として確保する。これらの部屋は、現在でも教室やセミナー室として使用されており、必要な設備は整っている。

(2) 学生控室

同じく、教育福祉科学部棟のセミナー室として使われている部屋（38 m²）を、学生控室として使用する。机等を整備して、学生が勉強できる環境を確保する。

(3) 教員研究室

専任教員 13 名の研究室（19 m²）は、すべて教育福祉科学部棟に配置する。

⑦ 既設の学部（修士課程）との関係

1. 移行期修士課程の必要性と改革の方針

これまでの教育学研究科の教科教育専攻を廃止し、教職開発専攻（専門職学位課程）を新設し、学校教育専攻（修士課程）と併せて 2 専攻とする。平成 31 年度（平成 27 年度入学生）までは、大学院進学者は現在の教育課程を履修した者であるため、教科教育コースの約半数が中・高等学校教員を目指しており、大学院において、教科教育に関する実践的指導力をより高めることを求める者が多く、移行期として修士課程を残す必要があるが、平成 32 年度には教職開発専攻のみの 1 専攻へ移行する。

現在学校教育専攻は教育学、教育心理学、幼児教育、特別支援教育を専門とする学校教育コース定員 3 人と臨床心理学コース定員 3 人とで構成している。この 2 コースについては、毎年定員以上の大学院生を受け入れており、臨床心理学コースについては高い入学倍率を維持し、毎年倍の 6 人が入学実績となっている。臨床心理学コースについては臨床心理士の資格取得という観点からも、この実績に基づき 6 人に増員して維持することとした。

現在の学部は学校教育課程のうち、主に小学校教員を目指す発達教育コース（25 人）、特別支援学校教員を目指す特別支援教育コース（10 人）および小学校や中学校、高等学校教員を目指す教科教育コース（65 人）で構成されている。課程卒業者の内約半数が中学・高等学校教員を目指し採用試験を受験している。また、現在の修士課程教科教育コース受験者および入学実績共に半数以上が将来的に中学・高等学校教員を目指して各教科の専門性を向上させる目的で大学院進学している。大学院進学者は積極的に学校現場の中・高教員と合同の研究会に参加し、教科教育に関する研究を重ねている。

このことから、移行期においては、現行の「教科教育専攻」（修士課程、教科別 10 専修）は廃止し、修士課程「学校教育コース」に新たに教科実践に関わる科目を含めることで、現行の「教科教育専攻」への進学を希望していた者のニーズに応えることとした。また、「教科教育専攻」の過去 5 年間の入学実績数を参考にして定員を 15 人とした。

本学部 3 年生の教職希望者を対象とした学生へのアンケートでも総回答者数 107 人のう

ち、教育学研究科への進学希望者は 30 人となっている。また、このうち移行期の修士課程学校教育コース進学希望者は 16 人となっており、この結果も予定している定員 15 人を支持するものであると考える。参考ではあるが、同様のアンケートをすでに進路の決定している 4 年生を対象とした結果において、「何年か学校現場を経験してから進学したい」という回答を含めて学校教育コースへの進学希望が 14 人となっている。

教職開発専攻教職実践コースに進学する学生は、主に演習形態のカリキュラムと学校実習を通して、知識・技能を活用する学習活動、課題探究型の学習、協働的な学びなど、新しい学びをデザインできる実践的指導力を身につけることを目指し、学校教育専攻学校教育コースに進学する学生は、主に教職科目や教科に関する科目などを通して、各分野の諸問題についての理論的研究と現実の教育問題を解決するための実践的研究を行い、中学・高等学校教員を含む教員としての専門性を身につけることを目指す。

特に学校教育コースにおいては、これまで教科の専門性を高めるために学問的知識・能力の向上、研究能力の修得に重点を置いてきたが、理論と実践の往還を重視した実践的な科目として「教育課題実践演習」を新設、必修化するなど実践力の向上を目指すこととした。以下に平成 25 年 10 月の「協力者会議報告」に則して決定した移行期の修士課程の改革の方針を示す。

- 教科教育専攻を廃止し、学校教育専攻に一本化する。従来教科教育専攻で担ってきた教育内容のうち、教科教育に関する分野のみを「教科実践」として、学校教育コースの中に組み入れる。
- 入試の改革を行う。論述試験について、個別分野の学問的知識・能力を重視した専門科目（教育学や教科専門に関する科目）および外国語を課している現状を改める。例えば学校教育コースについては、学校教育に関する小論文（各自が専攻する教育学に関する小論文）に変更する。
- 教育課程の改革を行う。教育学や教科専門に関する理論研究に偏ったり、個別分野の学問的知識・能力が過度に重視されたりしている現状を改める。そのため、例えば学校教育コースでは、理論と実践の往還を重視した実践的な科目として「教育課題実践演習」を新設し、必修科目として全員が履修するものとする。
- 学位授与の要件となる修士論文について見直す。修士（教育学）を授与するにふさわしい内容とする。例えば学校教育コースについては、子どもたちに関する喫緊の教育課題や指導法の改善等の学校教育実践に関する研究を中心としたものに改める。
- 教職大学院への全面移行の準備を行う。

この方針に従い、新たに加える教科実践分野の研究指導教員は原則教科教育担当者のみに限定することとした。

2. 研究科修士課程の位置づけ

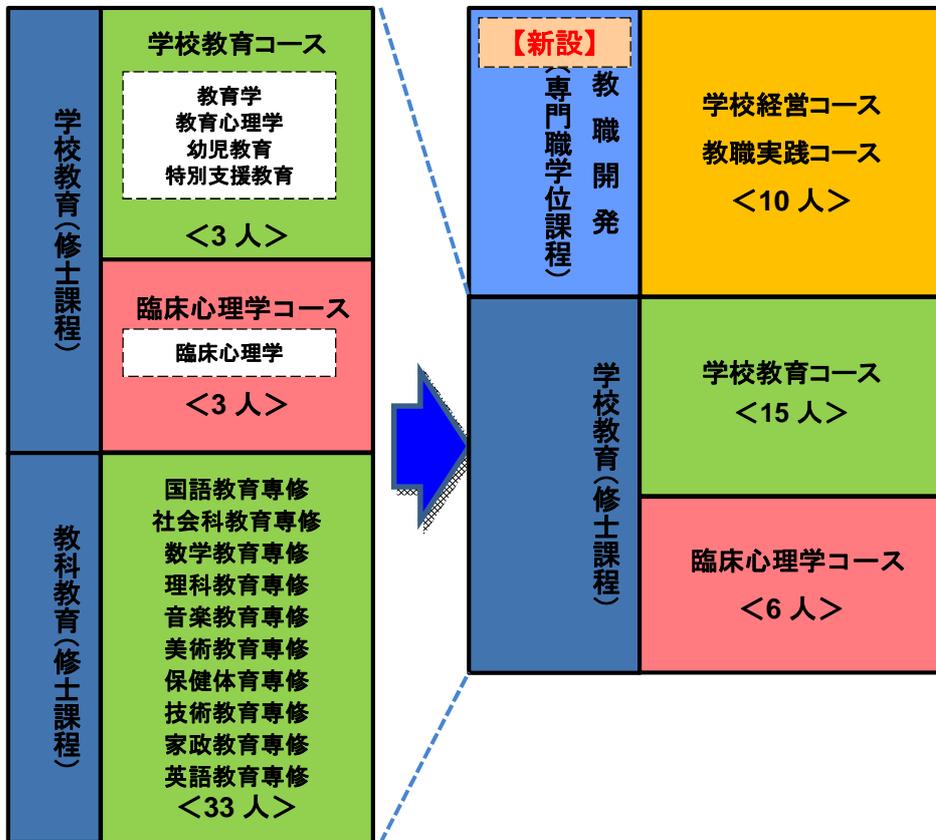


図2 研究科修士課程の位置づけ

本研究科の教職開発専攻においては、地域が抱える組織的教育課題への対応を重視した教師教育を行う。学校教育専攻では、現職教員および学部新卒者の授業実践等における教育研究課題についての対応能力と知見を身につけることを重視した教師教育を行う。以下にそれぞれの専攻、コースでの教育体制について示す。

(1) 教職開発専攻

1) 学校経営コース

- 校長や主任等のリーダーシップが発揮され機能する組織的で一体的な学校運営を可能にする経営力を持った管理職を養成する。
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）のような新しい学校づくりにおいて必要とされる家庭や地域との連携力を持った管理職を養成する。

2) 教職実践コース

- 知識・技能を活用する学習活動、課題探究型の学習、協働的な学びなど、新しい学びをデザインできる実践的指導力を持った新人・中堅教員を養成する。
- 学校内外の人的資源を活用しながら組織的に子どもたちの自己指導能力を育成する

ことのできる実践的指導力を持った新人・中堅教員を養成する。

(2) 学校教育専攻

1) 学校教育コース

- 教育学、教育心理学、幼児教育、障害児教育、教科実践などの分野における専門的な学習に基づいて、各分野の諸問題についての理論的研究と現実の教育問題を解決するための実践的研究を行う。
- 学部教育で修得した学校教育の基本的知識ならびに学校教育現場における教師としての経験や知見を土台に、さらに学校教育における理論と実践に関する学術分野の総合的な研究・教育を行うことにより、高い研究能力と教育的指導力を備えた実践力豊かな教員を養成する。

2) 臨床心理学コース

- 臨床心理学や心理療法、カウンセリング、心理査定などの理論や援助スキルに関する専門的知識の習得および臨床現場での実習を通じて、心理臨床の実践力を養成する。
- さまざまな臨床心理学的課題や心への援助について研究を行う。

3. 教職開発専攻と学校教育専攻の教育課程

従来の研究科のカリキュラムでは、教科教育専攻において教科専門に関する科目が多く開設されていた。今回教職開発専攻設置を契機として、教科教育専攻を廃止し、新たな学校教育専攻において、従来の学校教育専攻でのカリキュラムに加えて教科実践の分野の科目および教育課題実践演習を開設し、教科教育に関する実践力の向上に対する要望に応える。

4. 教職開発専攻の設置による教員組織の変更

本学では、教育学研究科（専任教員数 86 人）の学校教育専攻（入学定員 6 人）と教科教育専攻（入学定員 33 人）を改編し、教職開発専攻（入学定員 10 人、専任教員 13 人、内実務家教員 6 人）と学校教育専攻（入学定員 21 人、専任教員 38 人）とする。教職開発専攻は学校経営力および地域、家庭との連携力を持った管理職を育成する学校経営コースと実践的指導力を持った新人・中堅教員を育成する教職実践コースとで構成する。

教職開発専攻専任教員については、実習指導をはじめとする大学院生指導の充実を図るために出来る限り新規採用し、県教育委員会をはじめとする、大分県の教育のニーズに対応する。ポスト確保のため、学部担当教員は小学校教員養成に重点化に伴って、削減するが、「今後の学制等の在り方について（平成 26 年 7 月教育再生実行会議第五次提言）」で示された小・中一貫教育への展望のため、小学校教員養成の課程認定に加えて中学校教員養

成課程認定のために必要な教員数を確保し教育の質保証を行う。

教職大学院において本学の特色を生かし、学部および修士課程との連携を図るため、学部から1人を専任の研究者教員として移籍し、1人は退職予定の教員を特任教員として採用し専任教員に充てる。さらに1人実務家教員として学部との兼任教員を置き、教職開発専攻設置に向け円滑な移行を図る。

⑧ 入学者選抜の概要

当専攻（教職大学院）に入学してくる大学院学生は、既に教育職員免許状（一種）を有する者で、実務経験を有する現職教員、あるいは実地にスキル・アップを目指す学部新卒学生（いわゆるストレート・マスター）である。学生定員は、10人（現職教員6人・教員免許状を有する学部卒業者4人）とする。

1. 出願資格

大学卒業、あるいはそれと同等以上の学力を有する者で、以下のいずれかに該当する者。

- (1) 教育職員免許状（一種）を有する現職教員等
- (2) 教育職員免許状（一種）を取得見込みの者

2. アドミッション・ポリシー

本教職開発専攻が目指す人材像は、次のとおりである。

- (1) 新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダー
- (2) 新しい学びや学校現場での今日的教育課題に対応し得る新人・中堅教員

上記の目的に沿って、校長や主任等のリーダーシップを組織的に機能させる経営力や家庭や地域との連携力のための学校マネジメント力を求める現職教員、また新しい学校づくりの有力な一教員としての実践的指導力を求める学部生等を募集する。

3. 入学者選抜方法

- (1) 現職教員等にあつては、出願時に提出された書類審査および口述試験に基づき行う。
- (2) 学部新卒生等にあつては、論述試験と口述試験に基づき行う。

4. 入学者選抜体制

入学者選抜体制は、当専攻の研究者教員および実務家教員が実施する。入学者は、研究科委員会の審議により決定する。ただし、開設年度の入学者選抜にあたっては、教職大学院設置準備室の教員と教育学研究科の連携により実施し、入学者は研究科委員会の審議により決定する。

⑨ 教職大学院において取得できる教育職員免許状

取得できる教育職員免許状については、以下のとおりである。

- 幼稚園教諭専修免許状
- 小学校教諭専修免許状
- 中学校教諭専修免許状（全教科）
- 高等学校教諭専修免許状（全教科）

なお、本専攻では、教育職員免許状（一種）を有しない者の入学は認めていない。また、さらに他の免許状を取得することを原則として認めない。

⑩ 大学院設置基準第14条による教育方法を実施する場合

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施することとし、教育現場で活躍している現職教員に対し、教員としての身分を保証したまま入学し修学できるようにする。

1. 標準修業年限

標準修業年限は、14条特例を適用した場合でも2年とする。

2. 履修指導等の方法

本専攻の教育課程および履修方法に従って、入学後のガイダンス及び指導教員の個別指導により実施する。

日常的な指導は、可能な限り学生の事情に配慮した時間を実施し、図書館や情報システム室の利用を考慮するほか、メールなどによる情報交換をとおして、有効な指導を行う。

3. 授業の実施方法

1年次の授業においては、現職を離れて、実習のない時期は、原則月曜日から木曜日の1時限～3時限の昼間に集中的に授業を実施する。2年次については、勤務しながら学ぶことになるため、金曜日の5時限に「学校マネジメント研究」または「教育実践研究」に参加する。なお、2年次の「学校経営実地研究Ⅲ」または「学校実践実地研究Ⅲ」では、現任校で実習することになっている。

4. 教員の負担の程度

本専攻では、全てが専任教員として、教職大学院での学生指導に専念することになる。また、T.T.による授業形態を重視していること、実習や教育実践研究を協働してあたること、「演習」と「実習」の時期を調整して実施するなど、過重な負担にならないよう工夫している。

5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

且野原キャンパスにおける図書館は、土曜日、日曜日、祝日を含むすべての曜日において利用可能である。また、平時の開館時間は8時30分～22時00分、土曜日、日曜日、祭日は9時00分～19時00分まで利用可能であり、文献の検索や複写の利用が可能となっており、教育・研究に支障がないように配慮している。

また、教育福祉科学部の教育研究所に教育研究上、最低限必要と考えられる図書および資料等を整備し、休日も含め、24時間利用できるようにする。

大学院生が使用する情報処理施設は、教育福祉科学部棟内にある24時間利用可能な情報システム室を利用できるようにする。また、教職大学院での活用が考えられる、パソコンや視聴覚機器等は、貸出可能な機器を常設する。

健康診断、健康相談は、本学保健管理センターやピアルームでのカウンセリングを受けることができる。

事務体制については、メールでの連絡体制を整備し、諸手続きの受付など修学に支障をきたさないように対応する。

⑪ 管理運営

1. 管理運営責任者

教育学研究科に研究科長を置き、研究科としての自立性を保つとともに、研究科長の下、責任ある運営体制を確保する。さらに、教職開発専攻には専攻長を別に置き、専攻としての独立性、機動性を確保する。

2. 審議機関

教育学研究科に研究科委員会を置き、大学より付託された教育研究に関する事項について審議を行う。構成員は研究科を構成する専任および兼任教員とする。また、教職開発専攻には専攻の専任教員で構成する専攻会議を置き、専攻の教育研究に関する連絡調整を行う。

3. 事務組織

教育学研究科は教育学部との連携が必須となることから、教育学部事務部にてその事務を行う。

4. 学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理運営システムの確立

平成 26 年度より県教育委員会の責任者を構成員とする、大学教育の質の向上について検討を行う常設の諮問会議を設置した。この諮問会議を年に 2 回行い、その際に教職大学院の人材育成、カリキュラムおよび教員研修について、学校教育の実態や社会の変化等を反映すべく実質的な意見交換を行い、研究科委員会は審議結果を尊重し改善に努めるしくみを整えた。さらに、諮問会議の審議を円滑に行うための連絡会議を逐次行い、教職開発専攻会議と連動して、改善を機動的に行う仕組みを整える。連絡会議には学部との連携を検討する会議と、別個に教職大学院に重点化して検討を行う会議とがあり、教職大学院に重点化して検討を行う会議の構成員は、大学から副学部長（研究・大学院担当）、教職開発専攻長、事務長（または事務長補佐）、県教育委員会から総務・企画課長をはじめ県教育センター長、必要に応じて各課長であり、開催時期は必要に応じて隔月一回、6 回程度を予定している。

5. 「みなし専任教員」の管理運営への関与の仕方

本研究科では、開設時において、みなし専任教員を置かない。

⑫ 自己点検・評価

教育学部において自己点検・評価は3年に一度行うこととしている。これに合わせて研究科についての自己点検・評価を行う。自己点検・評価委員会を学部において設置しているが、この委員会に研究科委員会より委員を選出し、合同で実施する。結果は冊紙体と概略について大学ホームページでの公開を行う。評価項目は、学部に合わせて教育、研究、管理運営、社会貢献とする。

自己点検・評価結果はこれまでも外部評価委員による評価を行っているが、教育委員会は、この委員として参画して意見を述べる。

さらに本学部では全学の自己評価スケジュールとは別に、平成25年5月に、「教育理念・教育目標」、「入試」、「就職」、「カリキュラム・教育の成果や効果」および「地域貢献」について、具体的な項目を定めて検証を行い、「教育福祉科学部における検証」としてまとめた。目的養成という性質上、『不断の検証と見直し』を行っていく必要があり、教職開発専攻においても必要に応じて全学の自己評価とは別に検証を行う必要がある。今後どのような形で行っていくか、大学院研究科委員会等で検討を行う。

授業改善につながる評価として、学生による授業評価を学部で実施している。平成32年に教職開発専攻に一本化することから、コース設定や新しいカリキュラム構成のために、大学院研究科においても授業評価を行う。

⑬ 認証評価

1. 認証評価を受ける計画等の全体像

平成28年4月学内検討チームの設置（教育学部自己点検及び評価規程の制定）

平成30年7月認証評価機関による説明会

平成30年11月認証評価の申請

平成31年6月自己評価書作成・提出

一般社団法人教員養成評価機構の平成27年度スケジュールを参考に作成

2. 認証評価を受けるための準備状況

平成28年度に改組予定の教育学部の自己点検及び評価規程を制定し、教職大学院認証評価を受審するために作成する自己評価書の作成体制として、自己評価委員会の設置を明文化する。

自己評価委員会で自己評価書原案作成後は、研究科委員会、全学の認証評価専門委員会、評価委員会で審議し、一般財団法人教員養成評価機構に提出し、評価を受ける。

3. 認証評価を確実に受けることの証明

認証評価の実施については、一般社団法人教員養成評価機構に依頼済みである。

資料 10 (資料 10：大分大学教職大学院の認証評価の実施について)

⑭ 情報の公表

教育福祉科学部および教育学研究科では、「大学の教育研究上の目的」「教育研究上の基本組織」「教員組織」「入学者に関する受入方針等」「進学者数および就職者数の状況等」「全授業科目のシラバス」「学修の成果に係る評価および修了の認定基準」「教育研究環境」「大学が徴収する費用」等については、ホームページおよび学部・研究科の概要により公開しており、それに準じて、公開する。各教員の業績等については、大学の研究者データベースにより公開しており、併せて教職大学院の教員も公表する。

現在の掲載ホームページのインデックスリストに項目を設ける。URL は <http://www.ed.oita-u.ac.jp/index.htm> である。各教員の業績等については、大学の研究者データベース (<http://www.oita-u.ac.jp/menu/m11kenkyusha.html>) により公開しており、併せて教職大学院の教員も公表する。

具体的な公表内容等と掲載しているホームページのアドレスは次の通りである。

- (ア) 大学の教育研究上の目的に関すること
- (イ) 教育研究上の基本組織に関すること
- (ウ) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- (エ) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- (オ) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- (カ) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- (キ) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- (ク) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- (ケ) 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

・(ア)～(ケ) <http://www.oita-u.ac.jp/tokuho/kyoikujyoho.html>

(コ) その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報，学則等各種規程，設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書，自己点検・評価報告書，認証評価の結果等）

- ・教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

<http://www.oita-u.ac.jp/tokuho/kyoikujoyoho.html>

- ・学則等各種規程

<http://www.oita-u.ac.jp/category/gakusoku.html>

<http://www.oita-u.ac.jp/category/gakubukisoku.html>

<http://www.oita-u.ac.jp/category/kenkyukakitei.html>

- ・設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書

<http://www.oita-u.ac.jp/13joho/johokokai/hojnjoho-gakubusecchi.html>

- ・自己点検・評価報告書、認証評価の結果等

<http://www.oita-u.ac.jp/13joho/johokokai/hojnjoho-hyoka.html>

また、教育研究の成果の状況については、年 1 回刊行している「大分大学教育福祉科学部教育研究所所報」により公表する。

⑮ 教員の資質の維持向上の方策

1. 学部および大学主催の FD の活用

本学部では、新任教員が附属学校園を訪問し、附属四校園の教育・研究、学校運営に関する説明（講話）を受け、幼児・児童・生徒の行動観察や教育実習生への附属学校園教員の指導等の観察・参加を行うことを通じて、教員養成や学部専門教育に関する授業力（実践的指導力）の向上を図る FD を新任教員に必須として課している。また、全教員が出席する教授会の前に複数回 FD を実施している。これらの FD の活用に加え、大学の高等教育開発センター主催の FD が多く開催されており、これを活用することによって教員資質の向上、維持を図る。

2. 教育委員会主催の現職教員向け研修への参加

特に学校経営コースについては学校管理職養成を目的としており、県や市教育委員会が管理職候補者向けに開催している研修との連携および棲み分けが必要となる。そのため、

県や市の教育委員会との連携を密にするとともに、教育委員会主催の研修の実施内容や状況を把握するために、適宜研修会へ参加する機会を保証する。

3. 独自のFD活動の展開

実習の運営を中心に教育委員会との定期的な情報交換を行うとともに、学部を設置している「諮問会議」において専攻における教育実績を報告し、実質的な意見交換を行い、改善を図る。

教職大学院にはFD委員会を設置し、教職大学院の教育のあり方について恒常的に改善を図る仕組みを構築する。具体的には、授業ごとに学生による授業評価を実施する。そして、その結果を各教員にフィードバックするだけでなく、FD委員会が分析して成果と課題を取りまとめ、改善の方向性を全教員に対して提示する。

本教職大学院は、在学中も修了後も、在学生・修了者が実質的なラーニング・コミュニティのメンバーであり続けることを保障し、学び続ける教員を養成・支援することを特徴の一つとしているが、教職大学院における授業カンファレンス、ケースカンファレンス等には、在学生だけでなく修了者も参加することを想定している。そのような機会に、修了者からも意見聴取を行い、学校現場の声や要請に応えることのできる教職大学院教育の質的向上を図る。

また、本教職大学院においては現職教員と新卒学生によるチームでの学習や研究者教員と実務家教員による協働的な支援・指導の体制構築が求められることから、メンタリングやコーチング等の理論に関する独自の研修会（FD）を定期的に行い、学生指導にあたる大学教員の参加を義務づける。

具体的には同研修会において、メンタリングやコーチングの理論を講義形式で学んだ後、具体的な指導場面を想定した事例をもとに、グループワーク形式でメンタリングやコーチングの理論を踏まえた実践の方法について、ディスカッションやロールプレイ等を用いた能動的参加型の学習を行う。

4. 教員評価

全学および学部において実施している教員評価を教職大学院担当教員にも対象として実施する。教職開発専攻で行う教員評価の項目は学部教員向けのそれを基礎に、目的に応じた整理を行った上で実施する。

⑯ 連携協力校等との連携

1. 連携協力校の選定

大分県教育委員会ならびに連携協力校所在地の教育委員会・校長会等との協議を行い、最終的には連携協力校は次の通りである。

連携協力校

大分市立竹中小学校
大分市立判田小学校
大分市立駕野小学校
大分市立金池小学校
別府市立青山小学校
日出町立日出小学校
大分市立賀来小中学校
大分市立判田中学校
大分市立植田東中学校
大分市立上野ヶ丘中学校
別府市立青山中学校
日出町立日出中学校
大分県立豊府中学校・高等学校

連携協力校の選定は実習内容と連携協力校の学校経営ならびに教育実践の関連を踏まえて行った。学校経営コースにおける実習は指導的役割を果たしうるスクールリーダー（管理職等）としての資質・能力、教職実践コースの実習は学校現場における現代的課題を発見・追究し、解決にむけた実践を構想する能力を培うことを目的としている。そのため実習先の学校は、学校経営や教育実践について先進的な取り組みをしていることや、当該地域におけるモデル校であることが望ましいと考えている。その点を踏まえ、教育委員会と協議を行い、連携協力校の選定を行った。また大学と実習先の移動を考慮して、可能な限り大分大学のある大分市所在の学校を連携協力校とした。

連携内容は、実習における連携である。学校経営実地研究Ⅰ、学校実践実地研究Ⅰはそれぞれ観察を中心とした実習であるが、後述の附属学校園での実習に加えて、連携協力校においても観察を中心とした実習を行う。

また現職教員の学生は学校経営実地研究Ⅱならびに学校実践実地研究Ⅱは、連携協力校において実施する。ストレートマスターの学生は学校実践実地研究Ⅱ、Ⅲにおいて、連携協力校で実習を行う。

2. 連携協力校以外の関係機関の連携について

大分県教育委員会ならびに連携協力校所在地の教育委員会と連携を図りながら、連携協力校の選定ならびに実習を実施する。

3. 附属学校園の活用

本学は、次の附属学校園を有している。

大分大学教育福祉科学部附属幼稚園

大分大学教育福祉科学部附属小学校

大分大学教育福祉科学部附属中学校

大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校

学校経営実地研究Ⅰ、学校実践実地研究Ⅰにおける観察体験の実習校として、附属学校園を活用する。大分大学の附属学校園は、小学校、中学校に加え、幼稚園、特別支援学校が設置されている。特に小学校や中学校教員にとって、幼稚園や特別支援学校の学校経営や教育実践を直接、観察する機会は少ない。異校種間の連携が求められていることを鑑み、学校経営実地研究Ⅰ、学校実践実地研究Ⅰそれぞれにおいて、四校園すべて（附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校）の観察実習を必修とする。

また、平成27年度より附属学校園において、学部教授併任による校園長を廃止し、公立学校と同様に大分県教育委員会の校長試験合格者からの人事交流による者が校園長として従事していることから、学校経営実地研究Ⅱ、Ⅲならびに学校実践実地研究Ⅱ、Ⅲにおいても各学生のテーマや課題に応じて附属学校園を実習先とする場合がある。

⑰ 実習の具体的計画

1. 実習計画の概要（実習のねらい）

1) 実習の目標

本教職大学院では、学部教育で修得した学校教育の基本的知識ならびに学校教育現場における教師としての経験や知見を土台に、大学院における「理論」の学習と学校における「実践」の経験の往還を通じた高度な実践力を習得させることによって、新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダー（管理職等）の養成と、新しい学びや学校現場での今日的教育課題に対応しうる教員の養成を目的としている。学校における

実習では、附属学校園や連携協力校において、指導教員の下で、学校経営計画、学校財務、学校評価および教材開発や授業分析など、学校現場における教育活動全般について体験し、それらの体験の省察を通じ、「理論と実践の往還」による高度な実践力の修得をねらいとする。

学校における実習は、学校経営コースでは「学校経営実地研究」、教職実践コースでは「学校実践実地研究」を実施する。なお学校経営コースでは、理論の学習にとどまらず理論と実践とを機能的に関連づけるため、学校現場における観察・体験を重視し、現職教員に対して、原則「学校経営実地研究」を課すものとする。

「学校経営実地研究」は「学校経営実地研究Ⅰ」、「学校経営実地研究Ⅱ」、「学校経営実地研究Ⅲ」の3つから構成される。

「学校経営実地研究Ⅰ（必修2単位）」は、1年次前期に毎週1日を10回、計10日間にわたって実施する。さらに、「学校マネジメント研究」を省察科目として位置づけることで、理論と実践の往還を図る。また、幼小連携・小中一貫教育および中高一貫教育などへの対応として、多様な教育活動を観察・体験することを通じて、より一層の学校管理者としての資質・能力を養成するために、附属四校園（幼・小・中・特別支援）および高等学校において実習を行う。「学校経営実地研究Ⅱ（必修3単位）」は、1年次後期に連続15日間実施する。連続した学校現場における観察・体験を通じて、事実に基づいたより詳細な実践の探究を行う。さらに、管理職（校長・教頭）の職務について適宜補佐することを通じて、管理職の職務を間近に観察・体験し、新しい学校づくりの方策を立案することをねらいとする。また、学校独自の課題や地域に根ざした課題を探究するため、現任校以外の学校（現任校と同じ校種）での実習を行う。「学校経営実地研究Ⅲ（必修5単位）」は、現任校において2年次前期に10日間、2年次後期に15日間、計25日間連続して実施する。そこでは管理職の職務に携わることを通じて、自らが立案した方策に基づき新しい学校づくりに従事することをねらいとする。また、教育委員会や現任校との密接な連携のもと、学校現場における現代的な教育課題の解決にむけた取り組みに寄与し、その活動を通じて、学校現場に実習成果を還元する。

一方、教職実践コースでは、学部段階の教員養成プログラムで得た基礎的な理論や学校現場における教育経験の上に、より高度な教育実践力の獲得をめざすストレートマスターや現職教員（中堅教員）を対象に、学習指導や生徒指導などを経験することで、学校現場における現代的な教育課題を発見・追究し、課題解決にむけた実践を構想する能力を養成することをねらいとし、「学校実践実地研究」を課すものとする。

「学校実践実地研究」は「学校実践実地研究Ⅰ」、「学校実践実地研究Ⅱ」、「学校実践実地研究Ⅲ」の3つから構成される。

「学校実践実地研究Ⅰ（必修2単位）」は、1年次前期に毎週1日（木曜日）を10回、計10日間にわたって実施する。さらに、「教育実践研究」を省察科目として位置づけることで、理論と実践の往還を図る。また、幼小連携・小中一貫教育および中高一貫教育など

への対応として、附属四校園（幼・小・中・特別支援）および高等学校において多様な教育経験をする。この実習を通じて、学校現場における現代的教育課題を発見・追究し、教育実践研究の課題（テーマ）を明らかにする。特に、ストレートマスターにおいては、省察科目を通じて現職教員と交流することでより一層の深い考察を得る機会になる。「学校実践実地研究Ⅱ（必修3単位）」は、1年次後期に連続15日間実施する（1週5日（月火水木金）×（週間）。連続した学校現場における観察・体験を通じて、事実に根ざしたより詳細な実践の探究を行う。ここでは「学校実践実地研究Ⅰ」で明らかにされた教育実践研究の課題（テーマ）について、教材開発や授業分析等を通じて考察を深め、課題解決にむけた具体的な方策を構想する。「学校実践実地研究Ⅲ（必修5単位）」では、現職教員（中堅教員）については、現任校において、2年次前期に10日間（1週3日（火水木）水3週間+1日）、2年次後期に15日間（1週3日（火水木）×5週間）、計25日間連続して実施する。ここでは、「学校実践実地研究Ⅱ」で導き出された具体的な方策を学校現場において実践する。また、教育委員会や現任校との密接な連携の下、学校現場における現代的教育課題の解決にむけた取り組みに寄与し、その活動を通じて、学校現場に実習成果を還元する。ストレートマスターについては、連携協力校において、2年次前期に週3日を3回、週1日を1回、計10日間（1週3日（火水木）×3週間+1日）、2年次後期に週3日を5回、計15日間（1週3日（火水木）×5週間）にわたって実施する。これにより学校現場における観察・体験と大学における理論的学習を有機的に結びつけ、理論と実践の往還をより確かなものにする。さらに、その実践経過および最終的な結果について分析・評価することにより、その教育的実効性を検証することをねらいとする。

学校における実習については、その種別と内容を表4に、実習の体系については、資料11（資料11：学校における実習の体系）に示す。

表4 学校における実習の種別と内容

種別	実習施設	単位数 (期間)	実習時期	概要
学校経営実地研究Ⅰ	附属学校園 および 連携協力校	2単位 (10日間)	1年 前期	管理職(校長・教頭)の職務について観察を中心に体験し、管理職の現状と課題を把握する。
学校経営実地研究Ⅱ	附属学校園 および 連携協力校	3単位 (15日間)	1年 後期	管理職の職務について適宜補佐することを通じて、観察・体験し、学校管理者として新しい学校づくりの方策を立案する。
学校経営実地研究Ⅲ	現任校	5単位 (25日間)	2年 前期・後期	管理職の立場に立って新しい学校づくりに従事し、学校管理者としての資質・能力を形成する
学校実践実地研究Ⅰ	附属学校園 および 連携協力校	2単位 (10日間)	1年 前期	学校現場における教育活動と理論的・実践的な省察を通じて、学校現場における現代的教育課題を発見し、教育実践研究の課題(テーマ)をたてる。
学校実践実地研究Ⅱ	附属学校園 および 連携協力校	3単位 (15日間)	1年 後期	学校実践実地研究Ⅰで明らかにされた教育実践研究の課題(テーマ)について、実践分析等を通じて考察を深め、課題解決にむけた具体的な方策を構想する。
学校実践実地研究Ⅲ	附属学校園・ 連携協力校 および現任校	5単位 (25日間)	2年 前期・後期	学校実践実地研究Ⅱにおける分析・考察から導き出された具体的な方策を学校現場において実践し、その経過および結果に関する分析を通じて、自らがたてた方策の教育的実効性を検証する。

2) 実習時期、内容、実習施設、学生の配置、実習単位等

本教職大学院における実習時期、実習施設、学生の配置、実習期間および単位は、次の表5のとおりである。実習内容については前表4に掲げた。

表5 学校における実習の概要

種別	実習時期	実習施設	学生の配置	実習時間	単位
学校経営 実地研究 Ⅰ	1年次前期（4月～7月） 週1日（木）を10回 計10日間	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 連携協力校（公立高等学校） ※ 上記5校種すべてで実習	1校に原則 2人を配置	（10日間） 80時間	2
学校経営 実地研究 Ⅱ	1年次後期（11月～12月） 週5日（月火水木金）を3回 計15日間	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 連携協力校13校	1校に原則 2人を配置	（15日間） 120時間	3
学校経営 実地研究 Ⅲ	2年次前期 10日間 2年次後期 15日間	現任教	1校に原則 1人を配置	（25日間） 200時間	5
学校における実習 計				（50日間） 400時間	10単位
学校実践 実地研究 Ⅰ	1年次前期（4月～7月） 週1日（木）を10回 計10日間	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 連携協力校（公立高等学校） ※ 上記5校種すべてで実習	1校に原則 2人を配置	（10日間） 80時間	2
学校実践 実地研究 Ⅱ	1年次後期（11月～12月） 週5日（月火水木金）を3回 計15日間	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 連携協力校13校	1校に 原則2人を配 置	（15日間） 120時間	3
学校実践 実地研究 Ⅲ	《現職教員》 2年次前期10日間 2年次後期15日間 《ストレートマスター》 2年次前期（5月～6月） 週3日（火水木）を3回 週1日（火）を1回 2年次後期（10月～11月） 週3日（火水木）を5回	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 連携協力校13校 現職教員の場合は、現任教	《現職教員》 1校に原則 1人を配置 《ストレート マスター》 1校に原則 2人配置	（25日） 200時間	5
学校における実習 計				（50日間） 400時間	10単位

3) 実習の内容

(1) 1年次前期 「学校経営実地研究Ⅰ」・「学校実践実地研究Ⅰ」

「学校経営実地研究Ⅰ」

ねらい

- ・管理職（校長・教頭）の職務の観察を中心に体験する。
- ・管理職の現状と課題を把握する。

実習施設

- ・附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、および連携協力校（公立高等学校）（5校種すべて）

実習施設との連携

- ・教育実習運営協議会の下に、大学・教育実習校連絡委員会を置き、そこに附属学校教員および連携協力校の教員が参加する。
- ・大学・教育実習校連絡委員会への参加メンバーは、各校園の校園長および実習担当教員とする。
- ・教育実習委員会では、実習時間、実習内容、実施方法、評価項目・基準、評価方法、成績評価、その他実習全般の具体的事項を協議・決定する。

実習時間 80時間（週1日（木）を10回、計10日間）

実習の具体的内容

- 学校経営コース（現職教員）
 - ・管理職（校長・教頭）の職務について、シャドウイング等によりつぶさに観察・体験し、職務の現状を把握する。
 - ・観察記録等に基づき省察を行うことにより、管理職の職務について課題を明らかにする。
 - ・多様な校種における観察・体験に基づき、校種による違いや共通点について分析・考察を行う。

評価項目・基準

次の観点から、教育実習委員会において細部項目および基準を策定する。

- 学校経営コース（現職教員）
 - ・実習校におけるシャドウイング等の観察・体験から管理職（校長・教頭）の職務について、その現状を客観的に把握することができたか。
 - ・観察・体験の省察を通して、管理職の職務について課題を明らかにすることができたか。
 - ・多様な校種における観察・体験から、課題を一層深めることができたか。

実施方法

- ・教育実習委員会において実施計画を前年度までに策定し、実習校における年間教育計画に組み込み、学校での教育活動における位置づけを明らかにする。
- ・4月に大学院の指導教員と学生とが協同して「実習計画書」を作成し、その後、計

画書に基づき指導教員による事前指導を行う。

- ・大学院指導教員は学生の実習を参観し、省察科目「学校マネジメント研究」の際に指導を行う。また、附属学校園における実習の場合、実習日誌や観察記録に目を通し、附属学校園の実習担当教員とも打ち合わせながら指導を行う。
- ・実習の成果を発表する機会を設定し、学生が管理職の職務について現状と課題を適確にとらえられたかどうかについて、事後指導を実施する。

評価方法

大学院指導教員と実習校の実習担当教員とが緊密に連携し、実習日誌や観察記録、省察科目における発言や記録等を資料として活用し、評価項目・基準に照らし合わせて総合的に評価する。最終的な成績評価は、大学院研究科委員会で審議し決定する。

「学校実践実地研究Ⅰ」

ねらい

- ・学校現場における現代的教育課題を発見する。
- ・教育実践研究の課題（テーマ）を明らかにする。

実習施設

- ・附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、および連携協力校（公立高等学校）（5校種すべて）

実習施設との連携

- ・教育実習運営協議会の下に、大学・教育実習校連絡委員会を置き、そこに附属学校園の教員および連携協力校の教員が参加する。
- ・教育実習校連絡委員会への参加メンバーは、各学校園の校長および実習担当教員とする。
- ・教育実習委員会では、実習時間、実習内容、実施方法、評価項目・基準、評価方法、成績評価、その他実習全般の具体的事項を協議・決定する。

実習時間 80時間（週1日（木）を10回、計10日間）

実習の具体的内容

○教職実践コース（現職教員）

- ・実習校における観察・体験を通じ、学校現場における現代的教育課題を発見する。
- ・実習校における観察・体験によって明らかにされた事実と自己の教育経験とを対照して、その中から自らの教育実践研究の課題（テーマ）を明らかにする。
- ・現任校以外の校種の違いと共通点を明らかにし、自らの教育実践研究の課題（テーマ）をより明確にする。

○教職実践コース（ストレートマスター）

- ・実習校における観察・体験を通じ、学校現場における現代的教育課題を発見する。
- ・実習校における観察・体験によって明らかにされた事実と学部段階の教員養成プ

ログラムで得た基礎的な知識を対照して、自らの教育実践研究の課題（テーマ）を明確にする。

- ・主たる免許以外の校種の違いと共通点の把握から、教育実践研究の課題（テーマ）をより一層深く理解する。

評価項目・基準

次の観点から、教育実習委員会において細部項目および基準を策定する。

○教職実践コース（現職教員）

- ・実習校における観察・体験を通じ、学校現場における現代的教育課題を発見できたか。
- ・省察科目「教育実践研究」における自己の振り返りを通じて、教育実践研究の課題（テーマ）を明確にできたか。
- ・現任校以外の校種の違いと共通点の把握から、教育実践研究の課題（テーマ）を一層深く理解できるようになったか。

○教職実践コース（ストレートマスター）

- ・実習校における観察・体験を通じ、学校現場における現代的教育課題を発見できたか。
- ・省察科目「教育実践研究」における自己の振り返りを通じて、教育実践研究の課題（テーマ）を明確にできたか。
- ・主たる免許以外の校種の違いと共通点の把握から、教育実践研究の課題（テーマ）を一層深く理解できるようになったか。

実施方法

- ・教育実習委員会において実施計画を前年度までに策定し、実習校における年間教育計画に組み込み、学校での教育活動における位置づけを明らかにする。
- ・4月に大学院の指導教員と学生とが協同して「実習計画書」を作成し、その後、計画書に基づき指導教員による事前指導を行う。
- ・大学院指導教員は学生の実習を参観し、省察科目「教育実践研究」の際に指導を行う。また、附属学校園における実習の場合、実習日誌や観察記録に目を通し、附属学校園の実習担当教員とも打ち合わせながら指導を行う。
- ・実習の成果を発表する機会を設定し、学生が適確に現代的教育課題を発見・追究できたかどうかについて、事後指導を実施する。

評価方法

大学院指導教員と実習校の実習担当教員とが緊密に連携し、実習日誌や観察記録、省察科目における発言や記録等を資料として活用し、評価項目・基準に照らし合わせて総合的に評価する。最終的な成績評価は、大学院研究科委員会でも審議し決定する。

(2) 1年次後期 「学校経営実地研究Ⅱ」・「学校実践実地研究Ⅱ」

「学校経営実地研究Ⅱ」

ねらい

- ・管理職（校長・教頭）の職務について適宜補佐する。
- ・新しい学校づくりにむけた方策立案の能力を養う。

実習施設

- ・附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校および連携協力校 13 校
- ・現任校と同じ校種を選択

実習施設との連携

- ・連携協力校の校長および教職開発専攻長などから構成される「教育実習運営協議会」を年 2 回開催する
- ・第 1 回「教育実習運営協議会」では主に実習計画、実習内容、評価方法等の実習の概要について協議する。
- ・第 2 回「教育実習運営協議会」では、実習の反省、成績評価と次年度の実習計画等について協議する。
- ・教育実習委員会では、実習時間、実習内容、実施方法、評価項目・基準、評価方法、成績評価、その他の実習全般の具体的事項を協議・決定する。

実習時間 120 時間（週 5 日（月火水木金）を 3 回、計 15 日間）

実習の具体的内容

○学校経営コース（現職教員）

- ・実習校における実習担当教員の指導の下に、管理職（校長・教頭）の職務について、その一部の実務に従事する。
- ・実習校における観察・体験に基づき新しい学校づくりの方策を立案する。
- ・現任校以外の学校（現任校と同校種）における観察・体験から学校独自の課題や地域に根ざした課題について、より深い考察を行う。

評価項目・基準

次の観点から、教育実習委員会において細部項目および基準を策定する。

○学校経営コース（現職教員）

- ・管理職（校長・教頭）の職務について職務内容を理解し、その一部の実務を適切に遂行できたか。
- ・実習校における観察・体験に基づき、新しい学校づくりの方策を立案できたか。
- ・現任校以外の学校における実習を通じて、学校独自の課題や地域に根ざした課題を明らかにし、より深い考察ができたか。

実施方法

- ・教育実習委員会において実施計画を前年度までに策定し、実習校における年間教育計画に組み込み、学校での教育活動における位置づけを明らかにする。

- ・10月に大学院の指導教員と学生とが協同して「実習計画書」を作成し、その後、計画書に基づき指導教員による事前指導を行う。
- ・大学院指導教員は学生の実習を参観し、省察科目「学校マネジメント研究」の際に指導を行う。また、連携協力校の実習担当教員とも打ち合わせながら適宜指導を行う。
- ・実習の成果を発表する機会を設定し、学生が管理職の職務について、その一部を適切に遂行できたかどうかについて、事後指導を実施する。

評価方法

大学院指導教員と実習校の実習担当教員とが緊密に連携し、実習日誌や観察記録、省察科目における発言や記録等を資料として活用し、評価項目・基準に照らし合わせて総合的に評価する。最終的な成績評価は、大学院研究科委員会で審議し決定する。

「学校実践実地研究Ⅱ」

ねらい

- ・教育実践研究の課題（テーマ）を分析し考察を深める。
- ・課題解決にむけた具体的な方策を構想する。

実習施設

- ・附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校および連携協力校13校
- ・現職教員は現任校と同じ校種を選択
- ・ストレートマスターの場合は、主たる免許と同じ校種を選択

実習施設との連携

- ・連携協力校の校長および教職開発専攻長などから構成される「教育実習運営協議会」を年2回開催する
- ・第1回「教育実習運営協議会」では主に実習計画、実習内容、評価方法等の実習の概要について協議する。
- ・第2回「教育実習運営協議会」では、実習の反省、成績評価と次年度の実習計画等について協議する。
- ・教育実習委員会では、実習時間、実習内容、実施方法、評価項目・基準、評価方法、成績評価、その他の実習全般の具体的事項を協議・決定する。

実習時間 120時間（週5日（月火水木金）を3回、計15日間）

実習の具体的内容

○教職実践コース（現職教員）

- ・実習校における教育活動の分析等を通じ、学校実践実地研究Ⅰで明らかにされた教育実践研究の課題（テーマ）について考察を深める。
- ・実習校における観察・体験の分析・考察に基づいて、課題解決にむけた具体的な方策を構想する。

- ・現任校以外の学校（現任校と同校種）における観察・体験から学校独自の課題や地域に根ざした課題について、より深い考察を行う。

○教職実践コース（ストレートマスター）

- ・実習校における教育活動の分析等を通じ、学校実践実地研究Ⅰで明らかにされた教育実践研究の課題（テーマ）について考察を深める。
- ・実習校における観察・体験の分析・考察に基づいて、課題解決にむけた具体的な方策を構想する。
- ・主たる免許以外の学校（主たる免許と同校種）における観察・体験から学校独自の課題や地域に根ざした課題について、より深い考察を行う。

評価項目・基準

次の観点から、教育実習委員会において細部項目および基準を策定する。

○教職実践コース（現職教員）

- ・学校実践実地研究Ⅰで明らかにされた教育実践研究の課題（テーマ）について、より一層考察を深めることができたか。
- ・実習校における観察・体験の分析・考察に基づいて、課題解決にむけた具体的な方策を構想することができたか。
- ・実習における観察・体験から学校独自の課題や地域に根ざした課題について、より具体的に考察をおこなうことができたか。

○教職実践コース（ストレートマスター）

- ・学校実践実地研究Ⅰで明らかにされた教育実践研究の課題（テーマ）について、より一層考察を深めることができたか。
- ・実習校における観察・体験の分析・考察に基づいて、課題解決にむけた具体的な方策を構想することができたか。
- ・実習における観察・体験から学校独自の課題や地域に根ざした課題について、より具体的に考察をおこなうことができたか。

実施方法

- ・教育実習委員会において実施計画を前年度までに策定し、実習校における年間教育計画に組み込み、学校での教育活動における位置づけを明らかにする。
- ・10月に大学院の指導教員と学生とが協同して「実習計画書」を作成し、その後、計画書に基づき指導教員による事前指導を行う。
- ・大学院指導教員は学生の実習を参観し、省察科目「教育実践研究」の際に指導を行う。また、連携協力校の実習担当教員とも打ち合わせながら適宜指導を行う。
- ・実習の成果を発表する機会を設定し、学生が適格に自らの教育研究の課題（テーマ）を分析・考察し、課題解決にむけた具体的な方策を構想できたかどうか、について事後指導を実施する。

評価方法

大学院指導教員と実習校の実習担当教員とが緊密に連携し、実習日誌や観察記録、省察科目における発言や記録等を資料として活用し、評価項目・基準に照らし合わせて総合的に評価する。最終的な成績評価は、大学院研究科委員会で審議し決定する。

(3) 2年次前期・後期 「学校経営実地研究Ⅲ」・「学校実践実地研究Ⅲ」

「学校経営実地研究Ⅲ」

ねらい

- ・管理職（校長・教頭）の立場になって計画を実施し評価する。
- ・学校管理者としての資質・能力を形成する。

実習施設

- ・現任校

実習施設との連携

- ・現任校の校長および教職開発専攻長などから構成される「教育実習運営協議会」を年2回開催する
- ・第1回「教育実習運営協議会」では主に実習計画、実習内容、評価方法等の実習の概要について協議する。
- ・第2回「教育実習運営協議会」では、実習の反省、成績評価と次年度の実習計画等について協議する。
- ・教育実習委員会では、実習時間、実習内容、実施方法、評価項目・基準、評価方法、成績評価、その他の実習全般の具体的事項を協議・決定する。

実習時間 200時間（1日8時間 前期10日間、後期15日間）

実習の具体的内容

○学校経営コース（現職教員）

- ・管理職（校長・教頭）の立場になって職務を遂行し、自らが立案した新しい学校づくりの方策を実施する。
- ・管理職としての立場から新しい学校づくりの方策の成果を評価する。
- ・学校管理者の求められる資質・能力について、事実に基づき自己評価を行う。

評価項目・基準

次の観点から、教育実習委員会において細部項目および基準を策定する。

○学校経営コース（現職教員）

- ・管理職として自らが立案した新しい学校づくりの方策を適切に実施できたか。
- ・新しい学校づくりの方策の成果を客観的に評価できたか。
- ・学校管理者に求められる資質・能力について、事実に基づき自己評価できたか。

実施方法

- ・教育実習委員会において実施計画を前年度までに策定し、実習校における年間教

育計画に組み込み、学校での教育活動における位置づけを明らかにする。

- ・4月および9月に大学院の指導教員および現任校の指導教員と学生とが協同して「実習計画書」を作成し、その後、計画書に基づき指導教員による事前指導を行う。
- ・大学院指導教員は学生の実習を参観し、省察科目「学校マネジメント研究」の際に指導を行う。また、現任校の実習担当教員とも打ち合わせながら適宜指導を行う。
- ・実習の成果を発表する機会を設定し、学生が管理職の立場から新しい学校づくりの方策を実施できたかどうか、また成果について適切に評価できたかどうか、について事後指導を実施する。

評価方法

大学院指導教員と現任校の実習担当教員とが緊密に連携し、新しい学校づくりの方策の実施状況、省察科目における発言や記録等を資料として活用し、評価項目・基準に照らし合わせて総合的に評価する。最終的な成績評価は、大学院研究科委員会で審議し決定する。

「学校実践実地研究Ⅲ」

ねらい

- ・学校現場において方策を実施する。
- ・方策の教育的実効性を検証する。

実習施設

- ・附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校および連携協力校 13 校
- ・現職教員は現任校
- ・ストレートマスターの場合は、主たる免許と同じ校種を選択

実習施設との連携

- ・現職教員の場合は、現任校の校長および実習担当者、ストレートマスターの場合は、連携協力校の校長および実習担当者と教職開発専攻長などから構成される「教育実習運営協議会」を年 2 回開催する
- ・第 1 回「教育実習運営協議会」では主に実習計画、実習内容、評価方法等の実習の概要について協議する。
- ・第 2 回「教育実習運営協議会」では、実習の反省、成績評価と次年度の実習計画等について協議する。
- ・教育実習委員会では、実習時間、実習内容、実施方法、評価項目・基準、評価方法、成績評価、その他の実習全般の具体的事項を協議・決定する。

実習時間 200 時間（1 日 8 時間 現職教員は、前期 10 日間、後期 15 日間、計 25 日間：ストレートマスターは前期週 3 日を 3 回、週 1 日を 1 回、後期週 3 日を 5 回、計 25 日間）

実習の具体的内容

○教職実践コース（現職教員）

- ・ 現任校の実習担当教員の指導の下に、学校実践実地研究Ⅱにおける分析・考察から導き出された具体的な方策を実践する。
- ・ 自ら構想した具体的方策について、実践経過および結果の教育的効果を分析し、その実効性を明らかにする。
- ・ より高い教育実践力を形成できたかどうか、について自己評価を行う。

○教職実践コース（ストレートマスター）

- ・ 連携協力校の実習担当教員の指導の下に、学校実践実地研究Ⅱにおける分析・考察から導き出された具体的な方策を実践する。
- ・ 自ら構想した具体的方策について、実践経過および結果の教育的効果を分析し、その実効性を明らかにする。
- ・ より高い教育実践力を形成できたかどうか、について自己評価を行う。

評価項目・基準

次の観点から、教育実習委員会において細部項目および基準を策定する。

○教職実践コース（現職教員）

- ・ 学校実践実地研究Ⅱにおける分析・考察から導き出された具体的な方策が適切に実践できたか。
- ・ 自ら構想した具体的方策について、実践経過および結果の教育的効果を適切に分析し、客観的に評価することができたか。
- ・ より高い教育実践力の形成について、的確に自己評価を行うことができたか。

○教職実践コース（ストレートマスター）

- ・ 学校実践実地研究Ⅱにおける分析・考察から導き出された具体的な方策が適切に実践できたか。
- ・ 自ら構想した具体的方策について、実践経過および結果の教育的効果を適切に分析し、客観的に評価することができたか。
- ・ より高い教育実践力の形成について、的確に自己評価を行うことができたか。

実施方法

- ・ 教育実習委員会において実施計画を前年度までに策定し、実習校における年間教育計画に組み込み、学校での教育活動における位置づけを明らかにする。
- ・ 4月および9月に大学院の導教員および現任校の実習担当教員と学生とが協同して「実習計画書」を作成し、その後、計画書に基づき指導教員による事前指導を行う。
- ・ 大学院指導教員は学生の実習を参観し、省察科目「教育実践研究」の際に指導を行う。また、現任校および連携協力校の実習担当教員とも打ち合わせながら適宜指導を行う。

- ・実習の成果を発表する機会を設定し、学生が学校現場における現代的教育課題の解決にむけた実践を構想できたかどうか、また成果について適切に評価できたかどうか、について事後指導を実施する。

評価方法

大学院専任教員と実習校の実習担当教員とが緊密に連携し、構想した具体的方策の実践経過および結果や省察科目における発言や記録等を資料として活用し、評価項目・基準に照らし合わせて総合的に評価する。最終的な成績評価は、大学院研究科委員会で審議し決定する。

4) 教育実習委員会の設置

上記の実習を円滑に実施し、きめ細やかな指導や実習で想定されている種々の対応を行うため「教職大学院教育実習委員会」を設置する。

(趣旨)

大分大学大学院専門職学位課程（教職開発）に学校実習の円滑な運営を図るために、教職大学院教育実習委員会を（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

- ・学校実習全体の企画・運営に関すること。
- ・学校実習全体の企画・運営の調整等に関すること。
- ・学校実習に関する企画・運営等について、附属学校園および連携協力校との連携・協力しながら審議する事項に関すること。
- ・学校実習の評価に関すること。
- ・学校実習の成績評価に関すること。
- ・その他学校実習に関すること。

(組織)

- ・教職開発専攻長
- ・教職大学院専任教員
- ・その他委員会が認めた者

(専門部会)

- ・委員会の下に「教育実習専門部会」を置くことができる。

(その他)

委員会は、年2回、「教育実習運営協議会」を主催する。

5) 学生へのオリエンテーションの内容・方法

入学時のオリエンテーションの際に、教育実習委員長より「学校における実習」の概要

について説明する。また、各実習前に実習オリエンテーションを開催し、教育実習委員長および教育実習委員から実習校の配当、実習日程、実習内容、実施方法および実習中の課題と評価などについて説明する。

2. 実習指導体制と方法

1) 学校実習の全体計画と年間スケジュール

各教育実習の全体計画とそのスケジュールは図3のとおりである。

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年次	学校経営実地研究Ⅰ（10日間） 学校実践実地研究Ⅰ（10日間） （週1日（木）を10回）							学校経営実地研究Ⅱ（15日間） 学校実践実地研究Ⅱ（15日間） （週5日（月火水木金）を3回）				
2年次	学校経営実地研究Ⅲ（10日間） 学校実践実地研究Ⅲ（10日間） （週3日（火水木）を3回 週1日（火）を1回）					学校経営実地研究Ⅲ（15日間） 学校実践実地研究Ⅲ（15日間） （週3日（火水木）を5回）						

図3 学校における実習の年間スケジュール

2) 実習担当の教員ごとの勤務モデル

学校実習にはすべての教員が関わり、その勤務モデルは、資料12（資料12：教育実習担当教員の勤務モデル）に示すとおりである。

3) 学校実習の巡回指導計画

「学校経営実地研究」ならびに「学校実践実地研究」の指導は教員チームで行う。この教員チームは、研究者教員、実務家教員、実習校指導教員で編成される。巡回スケジュールおよび回数等については表5に示すとおりである。

実習ごとの大学院指導教員の巡回指導計画については、以下で説明する。

(1) 「学校経営実地研究Ⅰ」・「学校実践実地研究Ⅰ」

（週1回（木）巡回指導、計10回）

- ・附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校および連携協力校（公立高等学校）で実習する。
- ・大学院指導教員は、事前打ち合わせのため連携協力校および附属学校園を訪問し、日程や学生の配当など実習校の実習担当教員と打ち合わせを行う。

巡回指導計画：附属学校園および連携協力校において、毎回、指導教員が実習校を訪問し指導する。具体的には、研究者教員と実務家教員が緊密に連携し、いずれかが巡回し成果の確認等を行うようにする。また、附属学校園は同一地域に所在している関係から、時間を調整することにより、複数の学生の巡回指導が可能である。

(2) 「学校経営実地研究Ⅱ」・「学校実践実地研究Ⅱ」

(週 2 回 (火木) 巡回指導、計 6 回)

- ・附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校および連携協力校で実習する。実習校は、現職教員の場合は現任校と同じ校種から、ストレートマスターの場合は主たる免許と同じ校種から選択する。各実習校への配当は、原則として、1 校につき 2 人とする。
- ・1 校につき、大学院指導教員として、研究者教員と実務家教員の 2 人が指導にあたりるとともに、実習校の実習担当教員と連携して、教員チームとして学生を指導する。

巡回指導計画：大学院指導教員は 1 人あたり週 2 回、巡回指導に従事する。巡回指導において、日程の確認・調整、成果の確認を行い、学生の実践に対しコメントし、実践検討会等において適宜指導を行う。

(3) 「学校経営実地研究Ⅲ」・「学校実践実地研究Ⅲ」

(週 2 回 (火木) 巡回指導、計 17 回 (前期 7 回、後期 10 回))

- ・現職教員は現任校において、実習校の実習担当教員の指導に従って、一定の期間を実習として位置づける。
- ・ストレートマスターは「学校実践実地研究Ⅱ」で実習した連携協力校において実習する。各実習校への配当は、原則として、1 校について 2 人とする。
- ・1 校につき、大学院指導教員として、研究者教員と実務家教員の 2 人が指導にあたりるとともに、実習校の実習担当教員と連携して、教員チームとして学生を指導する。
- ・2 年次の実習にむけ、学生が 1 年次のときに大分県教育委員会や現任校の管理職、大学の指導教員等により、2 年次実施の実習期間中の勤務の職専免の時間、ならびに実習中の現任校管理職や教育委員会派遣講師の指導時間の設置を個々の状況に応じて確保するために協議する。具体的には資料 13 (資料 13：現職教員学生「実地研究Ⅲ」の履修モデル) に基づいて、実習期間中の勤務と学修を明確に区分できるようにするために、勤務時間と学修時間それぞれの確保と具体的な内容につ

いて検討する。

- ・実習期間（2年次）において、現任校管理職の指導ならびに教育委員会派遣講師の講話などを受けるとともに、週1回（木曜日5限）に大学において「学校マネジメント研究」ならびに「教育実践研究」を受講し、実習の振り返りと研究テーマの検討を大学指導教員の指導のもとに行う。

巡回指導計画：大学院指導教員は1人あたり週2回、巡回指導に従事する。巡回指導において、日程の確認・調整、成果の確認を行い、学生の実践に対しコメントし、実践検討会等において適宜指導を行う。

表6 巡回スケジュール及び回数等の概要

種別	実地研究施設	巡回担当チーム	スケジュール	回数
学校経営 実地研究 Ⅰ	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 連携協力校（公立高等学校）	2人×3チーム	週1回（木） 巡回指導	10回
学校経営 実地研究 Ⅱ	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 連携協力校13校	2人×3チーム	週2回（火木） 巡回指導	6回
学校経営 実地研究 Ⅲ	現任校	2人×3チーム	週2回（火木） 巡回指導	17回 （前期7回、 後期10回）
学校実践 実地研究 Ⅰ	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 連携協力校（公立高等学校）	2人×3チーム	週1回（木） 巡回指導	10回
学校実践 実地研究 Ⅱ	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 連携協力校13校 《現職教員》 現任校以外の学校 （現任校と同じ校種） 《ストレートマスター》 主たる免許と同じ校種を選択	2人×3チーム	週2回（火木） 巡回指導	6回
学校実践 実地研究 Ⅲ	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 連携協力校13校 《現職教員》 現任校 《ストレートマスター》 主たる免許と同じ校種を選択	2人×3チーム	週2回（火木） 巡回指導	17回 （前期7回、 後期10回）

4) 各班のスケジュール表

学校における各班の実習スケジュールは資料 14 (資料 14: 各班の実習スケジュール) のとおりである。

5) 学生へのフィードバック、アドバイス等の方法

附属学校園における実習では、各学生の実習日誌へのコメントおよび省察科目において直接フィードバックやアドバイスを行う。

連携協力校および現任校における実習では、大学院指導教員(研究者教員・実務家教員)が実習校に出向いて、各学生の実習日誌にコメントを記載し、あわせてフィードバックやアドバイスを行う。

6) 学生の実習中、実習終了後のレポート作成・提出等

「学校経営実地研究」および「学校実践実地研究」では、毎日実習日誌に実習内容を記録し、実習校の実習校の実習担当教員に提出し検印を受けるとともに、大学院指導教員が巡回指導に出むいた際に毎回提出し、コメントを受ける。実習終了後は、レポートを作成し提出する。このレポートは実習指導教員および実習校の実習担当教員の指導を受け、さらに他の授業の成果とともに「学習成果報告書」にまとめ、その成果を「学習成果発表会」において発表する。

3. 施設との運営体制と方法

1) 施設との連携の具体的方法、内容

学校実習における連携の概要は次の図 4 に示すとおりである。

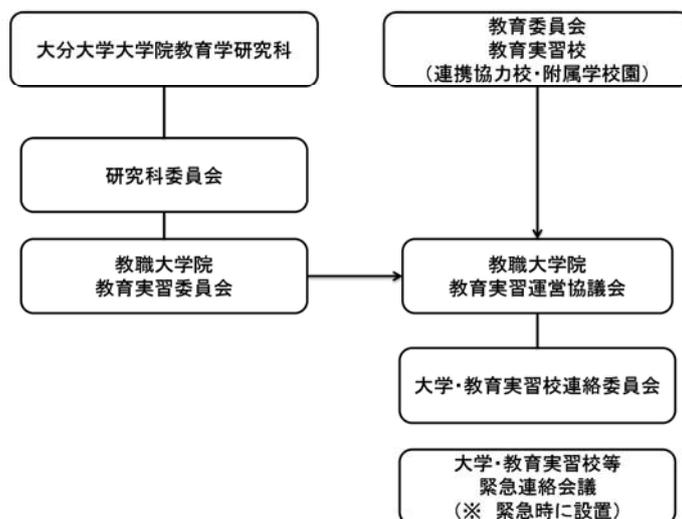


図 4 学校実習における連携の概要

本教職大学院と実習校（附属学校園・連携協力校）間の連携を行うために、大分大学大学院教育学研究科、実習校（附属学校園・連携協力校）および大分県教育委員会・連携協力校所在地の教育委員会の委員によって組織する「教職大学院教育実習運営協議会」を設置する。教育実習運営協議会は、学校実習が円滑に実施されるための様々な条件整備に関する事項全般を協議・決定する。また、この協議会の下に、大学および実習校（連携協力校・附属学校園）において直接指導に携わり、また実習の実務を担う教員相互の連絡を機動的・有機的に図るために、「大学・教育実習校連絡委員会」を置く。

教職大学院教育実習運営協議会

教職大学院教育実習運営協議会は、年2回開催する。

（審議事項）

- ・学校実習の計画、運営、評価方法に関すること。
- ・学校実習の条件整備に関すること。
- ・実習校（連携協力校・附属学校園）との指導および連絡体制に関すること。
- ・その他連携協力に関する企画、運営等に関すること。

（組織）

- ・研究科長
- ・教職開発専攻長
- ・連携協力校の校長
- ・附属学校園長
- ・大分県教育委員会代表
- ・連携協力校所在地の教育委員会代表
- ・その他運営協議会が認めた者

（専門委員会）

- ・協議会の下に専門委員会を置くことができる。

2) 相互の指導者の連絡会議設置の予定等

「教職大学院教育実習協議会」の下に、実習の巡回指導体制とは別に、相互の指導者・担当者が常時連絡できるように「大学・教育実習校連絡委員会」を設置する。連絡委員会は、大学側の指導者と各教育実習校（附属学校園・連携協力校）の実習担当者の代表から構成される。教育実習校（附属学校園・連携協力校）側の委員は、原則として教頭とする。

3) 大学と実習施設との緊急連絡体制

上述の通り、大学と実習校（附属学校園・連携協力校）との間に、常時連絡が取れるよう「大学・教育実習校連絡委員会」を組織したが、緊急時に迅速に対応・判断し、問題解決にあたるために「大学・教育実習校等緊急連絡会議」を設置する。この会議は、「大学・教育実習校連絡委員会」を核として構成し、大学側および実習校（附属学校園・連携協力

校)の管理上の責任者を加えて組織する。具体的には、大学側から研究科長、事務長および教育担当理事(副学長)が、実習校(附属学校園・連携協力校)については校長が加わる。

4) 各施設での指導者の配置状況

学校経営実地研究、学校実践実地研究においては、各学校に実習指導教員が1人配置される。

学校経営実地研究

原則、教頭が実習担当教員として配置される。

学校実践実地研究

・現職教員

教頭、教務主任、生徒指導主任、研究主任等、現職教員を指導するにふさわしい教員が実習担当教員として配置される。

・ストレートマスター

小学校においては、学生が配当される学級担任が実習担当教員となる。中学校および高校では、課題に応じて学級・ホームルームや担当教科によって学生が配当される担当の教員が実習担当教員となる。

5) 実習前、実習中、実習後等における施設との調整・連絡等

実習前に、第1回教職大学院教育実習運営協議会を開催し、実習校と実習計画や実習内容の確認、学生の実習校への配当等の調整を行う。また、その結果に基づき、実習生と指導教員が実習校を訪問し、事前打ち合わせを実習前に行う。

実習中は、教職大学院教育実習委員会が調整・連絡の責任を負う。

実習終了後には、第2回教職大学院教育実習運営協議会を開催し、当該年度の実習の反省と改善方法ならびに次年度の実習について協議する

4. 単位認定等評価方法

1) 各施設での学生の評価方法

連携協力校の校長および実習担当者と教職開発専攻長などから構成される「教育実習運営協議会」において評価内容と評価方法を協議し、各実習校へ周知する。それに基づいて各実習校で作成した評価結果を原案として、教職大学院教育実習委員会において学生の評価を確定する。

2) 各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携

学校経営実地研究および学校実践実地研究の評価は、「教育実習運営協議会」において承認された「評価基準」、「評価項目」、「評価方法」に従う。学生が作成した実習日誌や観察記録に目を通し、実習校を巡回指導し、省察科目において理論に基づく指導を行った大学院の指導教員と連携して、実習校の実習担当教員が「教育実習運営協議会」において承認された評価票に沿って評価原案を作成する。その評価原案を基に、教職大学院教育実習委員会が最終評価を行う。

3) 大学における単位認定方法

上記の実習校の実習担当教員による評価原案、そして実習計画書、実習日誌、観察記録、省察科目「学校マネジメント研究」または「学校実践実地研究」における発言や記録、実習成果の発表会におけるプレゼンテーションや質疑応答、実習後の最終的な報告・レポートを、実習委員会委員の指導教員が評価基準に照らし合わせて5段階で総合的に評価する。100点満点中90点以上を「S」、80点以上90点未満を「A」、70点以上80点未満を「B」、60点以上70点未満を「C」として合格とする。60点未満は「D」、50点未満を「F」として不合格とする。その成績は教職大学院教育実習委員会の議を経て、最終的に大学院研究科委員会に諮られ、審議の上、決定する。